

赤井川村 地域福祉計画

《2019～2023年度》

地域と人のつながりを深め
安心して暮らせるむら



目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 関連計画との関係	2
4 計画期間	3
5 計画の策定体制	3
6 地域福祉の推進に向けて	4
7 自殺予防に関する国の動き	6
第2章 地域を取り巻く状況.....	8
1 赤井川村の現状	8
2 村民アンケート調査結果	15
3 福祉関連団体アンケート調査結果	22
4 地域福祉の推進に向けての課題	25
第3章 計画の基本的な考え方	26
1 基本理念	26
2 基本目標	27
3 施策の体系	28
第4章 施策の展開	29
1 地域を支える人づくり	29
2 保健福祉を支える仕組みづくり	33
3 安心・安全な地域づくり	37
4 いのちを支える環境づくり（自殺対策計画）	41
第5章 計画の推進	46
1 計画の公表、住民への啓発	46
2 地域資源の把握・有効活用	46
3 計画の点検・評価	46
4 地域福祉推進に向けての役割分担	47
資料編	48
1 赤井川村保健福祉推進会議委員名簿	48
2 赤井川村保健福祉推進会議経過	48

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

国内において、人口減少、少子高齢化が急速に進展していく中で、社会・経済情勢の変化とともに、人々の暮らしや雇用環境、さらに文化や価値観などが多様化し、地域社会においても家庭や人と人のつながりが希薄になってくるなど、支え合いや見守りの機能が弱くなり、住民同士の助け合いによる課題解決が難しくなってくるのが懸念されています。

国（厚生労働省）においては、これらの福祉課題に向けた地域福祉の推進を念頭に種々検討がなされ、医療・介護・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムや障害者差別解消法の施行、成年後見制度の利用促進などについても、村をはじめ、関係機関や団体、事業者とともに、地域住民が連携して取り組んでいくことが方針づけられているところです。

さらに、高齢者や障がい者、子どもなどのすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として積極的に取り組むことや、村は地域の取組への支援と公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談体制を整備する必要があるとしています。支え手と受け手に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築をめざしているところです。

また、2016年（平成28年）には自殺対策基本法が改正され、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、すべての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」または「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

これらの視点に立って、本村の地域福祉の基本的な考え方を明らかにし、地域福祉に資する取組を推進するとともに、誰も自殺に追い込まれることのない赤井川村を実現するため、「地域福祉計画」と「自殺予防対策計画」を一体的にとりまとめ、「赤井川村地域福祉計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、「社会福祉法」第百七条に基づく「市町村地域福祉計画」及び「自殺対策基本法」第十三条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」を一体的に策定したものであり、村の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定めるものです。

また、上位計画となる赤井川村総合計画に盛り込まれた保健福祉関連施策について、地域福祉の視点から具体化を図るものでもあります。

第1章 計画の概要

■社会福祉法（抄）（昭和26年法律第45号）

（市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

■自殺対策基本法（抄）（平成18年法律第85号）

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

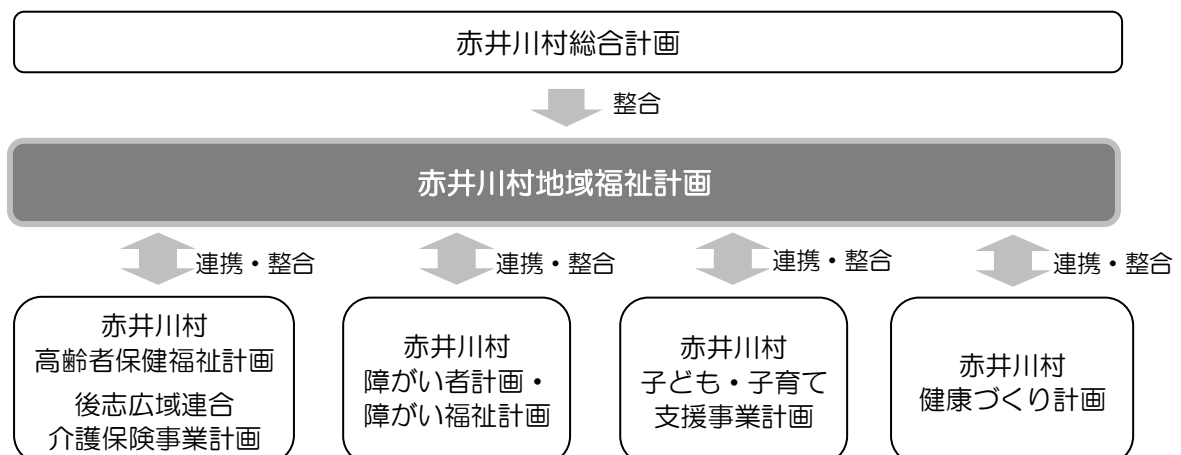
- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

3 関連計画との関係

本計画は、「赤井川村総合計画」を上位計画とし、赤井川村における福祉サービスの適切な利用の推進、事業の健全な成長、地域ぐるみの支援体制の構築などをめざして策定するものです。

また、赤井川村地域福祉計画は保健福祉分野の計画の上位計画として位置付け、計画策定にあたっては、関連する保健福祉分野の計画との整合性に配慮します。

■他計画との関係（イメージ）



4 計画期間

本計画の計画期間は、2019年度（平成31年度）から2023年度までの5年間とし、本計画の最終年度である2023年度に見直しを行うこととします。

計画の見直し後は、関連する計画（主に高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい福祉計画）との整合を図るため、地域福祉計画の計画期間を6年間とし、策定期を同期させることとします。

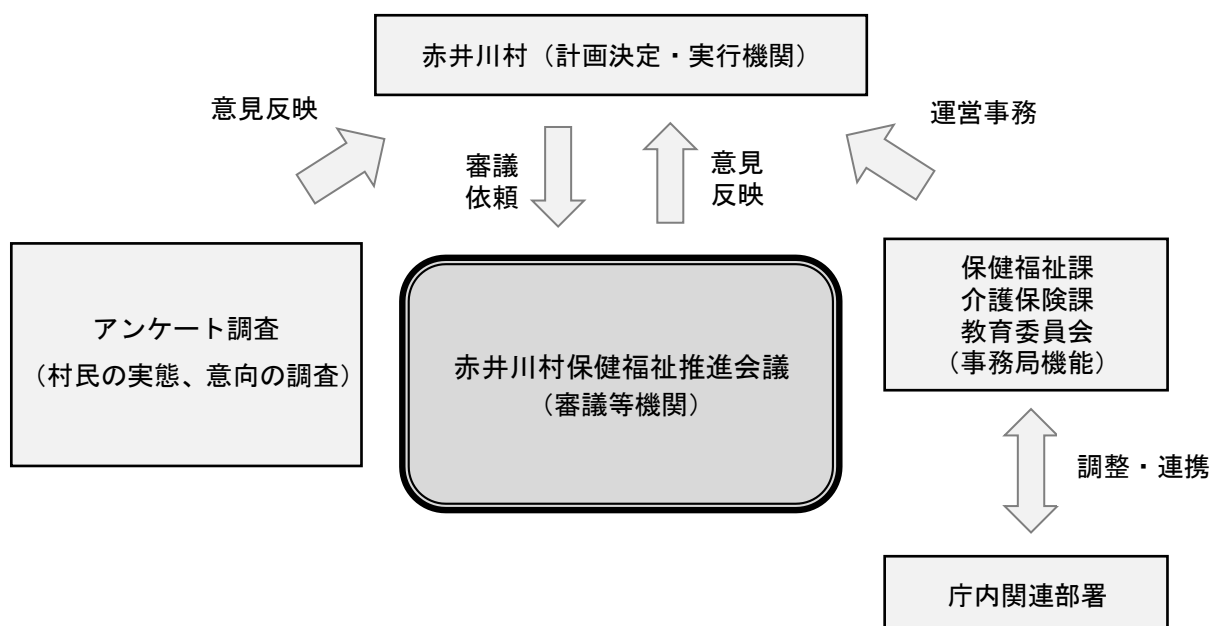
2019 年度 (H31年度)	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
赤井川村地域福祉計画 《2019～2023年度（5年間）》										
				見直し	第2期赤井川村地域福祉計画 《2024～2029年度（6年間）》					

5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、地域福祉の担当部門である赤井川村保健福祉課を中心として、計画の策定を進めるとともに、計画策定の基礎資料を得ることを目的として、アンケート調査を実施しました。

また、村民の意見を反映させるため、福祉事業に関わる村民や有識者等を委員として選出して赤井川村保健福祉推進会議を設置し、地域福祉計画の内容に関して審議を行いました。

■策定体制のイメージ



6 地域福祉の推進に向けて

(1) 地域福祉とは

従来、「福祉」というと、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など、対象者ごとに分かれた「行政によるサービスの提供」や「一部の困っている人に対する支援」を思い浮かべるのが一般的でした。しかしながら、福祉サービスのような支援を必要とするのは分野で分けられた特定の人だけではありません。地域に暮らす誰もが、日頃の生活の中で何らかの問題を抱え、簡単な手助けを必要とするときがあります。

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるような社会を実現するための取組のことです。近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、誰もが幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

支援を必要とするあらゆる村民に対して、助け合い、支え合いができている地域をめざし、より適切な支援やサービスを提供するための仕組みの構築と、村民・団体、事業者、社会福祉協議会等が連携していくため、地域福祉のより一層の推進が今こそ必要です。

(2) 地域福祉を進めるための「自助」「互助」「共助」「公助」の視点

赤井川村地域福祉計画では、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取組を示すことになります。具体的には、村民一人ひとりの役割や隣近所などの身近なつながりで助け合うこと、地域の組織や団体が取組むこと、社会福祉協議会が取組むこと、役場などの行政機関が取組むことなど、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割分担について描くことになります。このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすいところとなるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、家族を含めた自らの行動（自助）や、隣近所の住民同士などの身近な人間関係の中で、組織化されていなくても、お互いさまの気持ちで支え合い、助け合うこと（互助）も大切になります。

同時に、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者などが地域において組織をつくり、それぞれが役割を担った活動（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などが指摘される中、その重要度がますます高まっています。

■地域福祉の向上に向けた4つの助け

自助	個人や家族による支え合い・助け合い。 (個人や最も身近な家族が解決にあたる)
共助	互助 身近な人間関係の中での組織化を前提としない、お互いさまの気持ちによる支え合い・助け合い。 (隣近所の友人や知人、別居する家族が、お互いに支え合い、助け合う) 地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所などが組織化し、協働していくことによる支え合い・助け合い。 (「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う)
公助	保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づき、行政機関が公的な福祉サービスを提供することや地域における福祉活動を支援することによる支え。 (行政でなければできないことは、行政が適切に対応する)

(3)「地域共生社会」の実現に向けて

これからの総合的な福祉施策を考える上で、地域全体で支える力を再構築することが求められると同時に、支援のあり方としても対象者の状況に応じて分野を問わず包括的に相談・支援を行う新しい福祉のむらづくりをめざす必要性が高まっています。

平成29年6月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)」により、社会福祉法の一部改正が行われました。

厚生労働省では、“「我が事・丸ごと」地域共生社会本部”を設置し、「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置付けるとともに、平成29年の介護保険法の法改正、平成30年度(2018年度)・平成33年度(2021年度)の介護・障がい福祉の報酬改定等を経て、部局横断的に幅広く検討を行うとしています。

◆地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

7 自殺予防に関する国の動き

(1) 自殺対策の基本認識

自殺対策基本法の施行から10年が経過し、我が国の自殺対策は大きく前進したものの、非常事態はいまだ続いており、我が国の自殺問題は決して楽観できない状況にあります。このような認識の下、2016年（平成28年）3月、自殺対策を、地域レベルの実践的な取組による生きることの包括的な支援としてその拡充を図り、さらに総合的かつ効果的に推進するため、自殺対策基本法が改正されました。

国が進める自殺対策の指針となる自殺総合対策大綱では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」を自殺対策の基本理念とし、自殺の現状と自殺総合対策における基本認識を下記のとおり示しています。

基本認識1：自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、自ら命を絶つ瞬間的な行為だけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。

様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられなかったり、社会とのつながりの減少や役割の喪失感から、または過剰な負担感から、危機的な状態に追い込まれてしまう過程とみることができます。このように、個人の意思や選択の結果ではなく、「自殺はその多くが追い込まれた末の死」ということができます。

基本認識2：年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

自殺死亡率は着実に低下してきており、また、高齢者の自殺死亡率の低下も顕著です。しかし、若年層では、20歳未満は自殺死亡率が横ばいであることに加え、20歳代や30歳代の死因の第1位が自殺であり、その減少率も低く、主要先進7カ国の中では我が国の自殺死亡率が最も高く、依然2万人を超えています。かけがえのない多くの命が日々、自殺に追い込まれています。

基本認識3：地域レベルの実践的な取組を、PDCAサイクルを通じて推進する

自殺対策基本法では、その目的として「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」がうたわれています。つまり、自殺対策を社会づくり、地域づくりとして推進することとされています。

自殺総合対策は、国と地方公共団体等が連携し、関連施策（生活困窮者自立支援制度、働き方改革等）との有機的な連携を強化して総合的に取り組み、PDCAサイクルを通して常に進化させながら推進していく取組です。

(2) 自殺総合対策における当面の重点施策

「自殺総合対策の基本的考え方」を踏まえ、当面、特に集中的に取り組まなければならない施策として、基本法の改正の趣旨、8つの基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえてさらなる取組が求められる施策等に沿って、以下の重点施策が設定されました。

◆自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

重点施策における、「1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」の中では、地域自殺対策の政策パッケージや地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成が進められており、これらに沿って市町村自殺対策計画を策定することになっています。

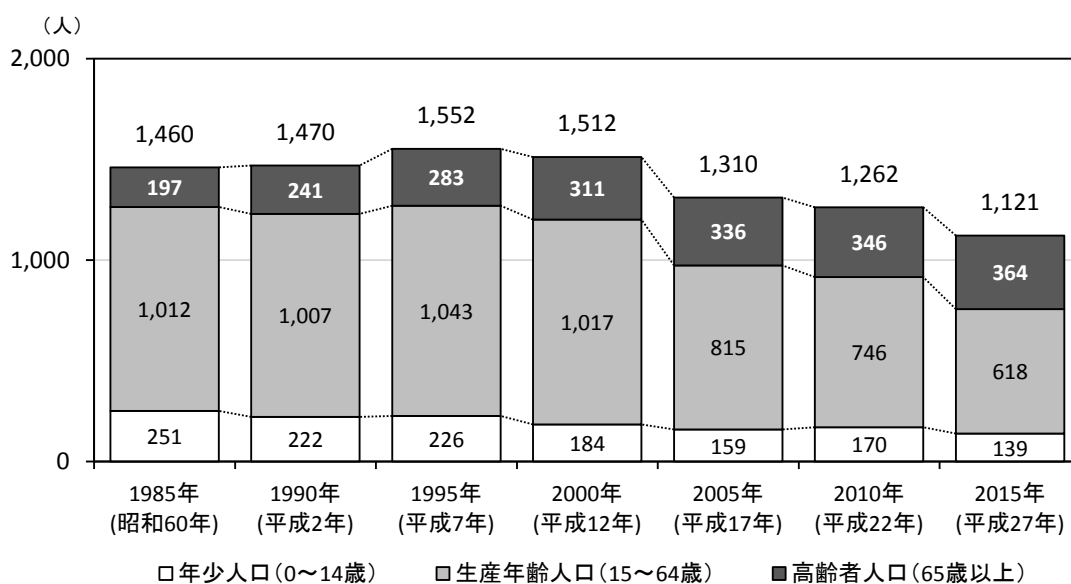
第2章 地域を取り巻く状況

1 赤井川村の現状

(1) 総人口

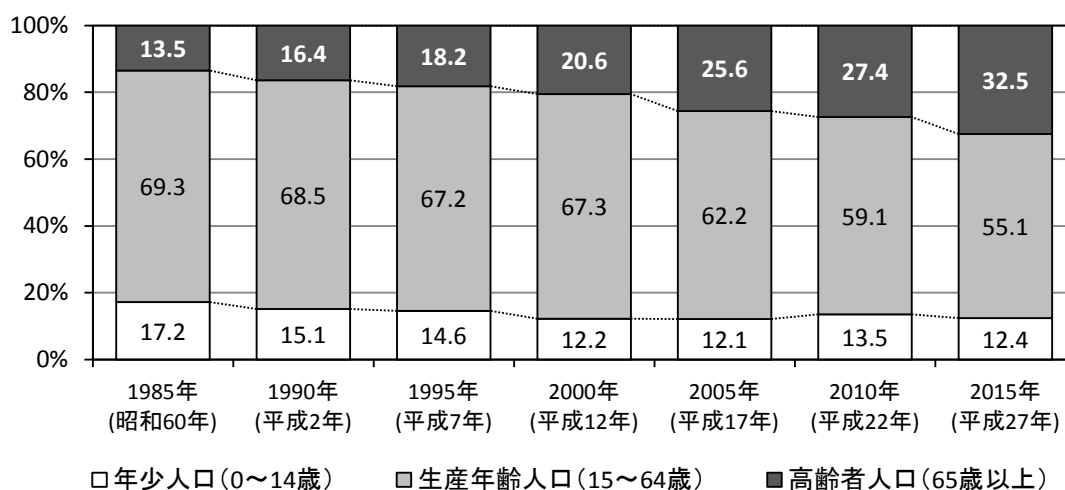
国勢調査に基づく本村の総人口は、1995年（平成7年）の1,552人から減少が続いており、2015年（平成27年）には1,121人となっています。年齢3区分別でみると、年少人口及び生産年齢人口が減少しており、2015年（平成27年）の高齢化率は32.5%となっています。

■年齢3区分別人口の推移



[出典]国勢調査

■年齢3区分別人口割合の推移

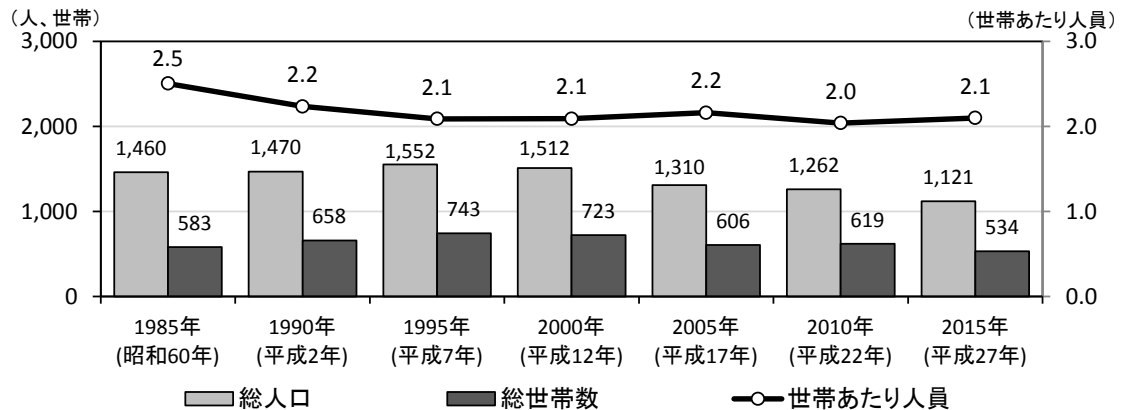


[出典]国勢調査

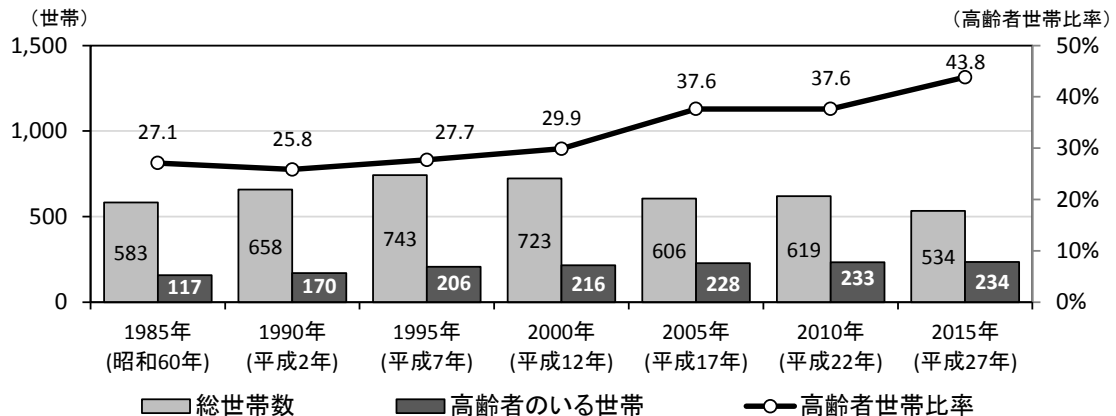
(2) 世帯数

総世帯数は1995年（平成7年）の743世帯から減少が続いており、2015年（平成27年）には534世帯となっています。総人口と総世帯数から求められる世帯あたり人員は1995年（平成7年）からおおむね横ばいに推移しています。世帯の内訳では、高齢者世帯の割合が高くなっており、その中でも一人暮らし高齢者の世帯割合は2000年（平成12年）以降上昇しています。

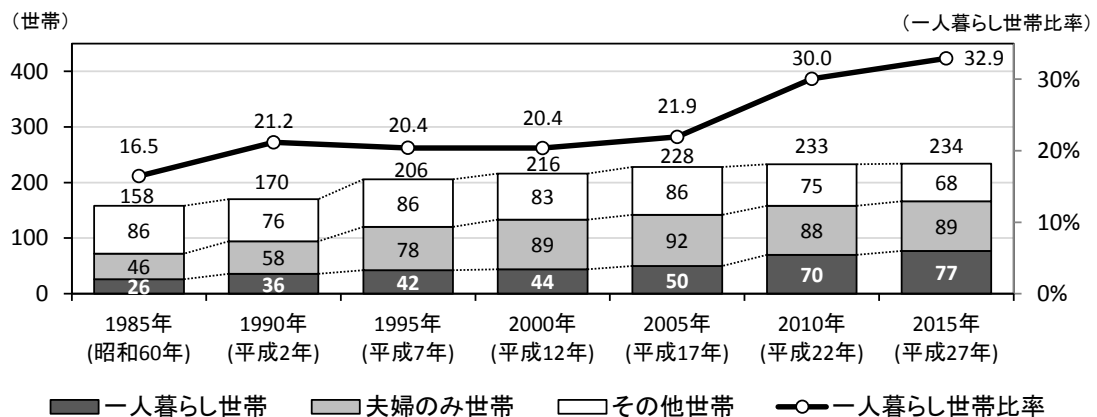
■総人口と世帯数の推移



■高齢者世帯の推移



■世帯類型別高齢者世帯の推移



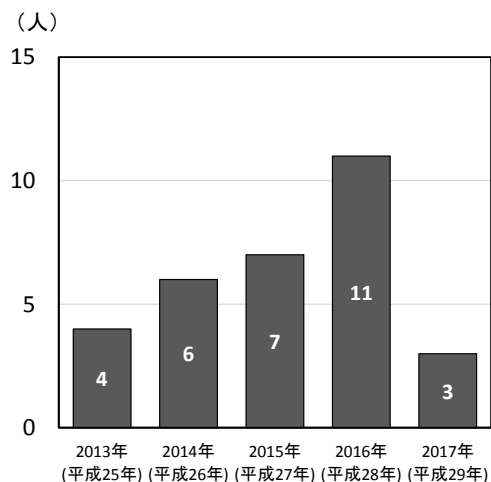
[出典]国勢調査

(3) 子ども・子育て

本村の出生数は2013年（平成25年）から増加傾向がみられましたが、2017年（平成29年）は3人の出生にとどまりました。保育所への入園児数は2016年（平成28年）から横ばいに推移しています。

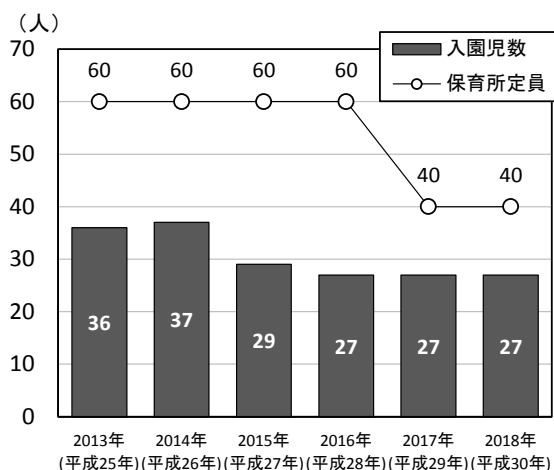
女性の年齢階級別就業率をみると、本村は20歳～69歳で全国及び北海道の就業率を大きく上回っており、特に20～29歳と40～44歳の就業率が極めて高くなっています。

■出生数の推移



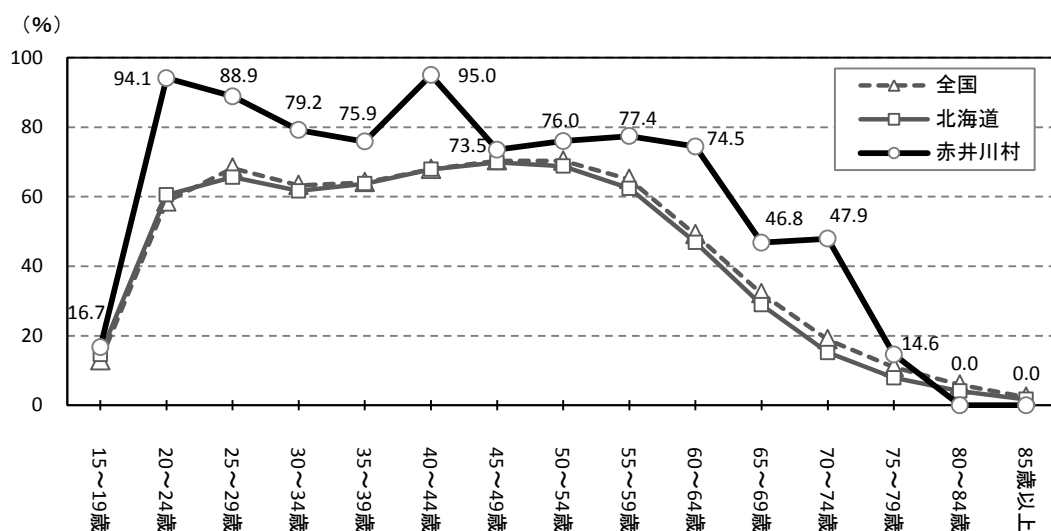
[出典] 赤井川村

■保育所入園児数の推移



[出典] 赤井川村（2018年4月1日現在）

■女性の年齢階級別就業率



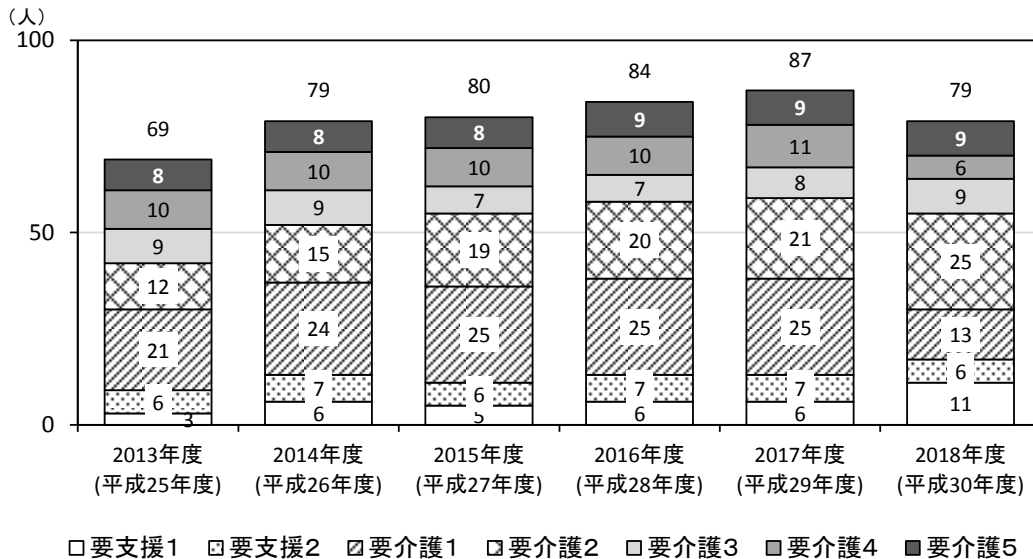
[出典] 国勢調査（2015年）

(4) 要支援・要介護認定者数

2013年度（平成25年度）以降、要介護認定者数は微増傾向にありましたが、2018年度（平成30年度）は79人で減少に転じている状況です。

要介護度別の認定者数はおおむね横ばいに推移していますが、要介護2は増加しています。

■介護度別要介護認定者数の推移



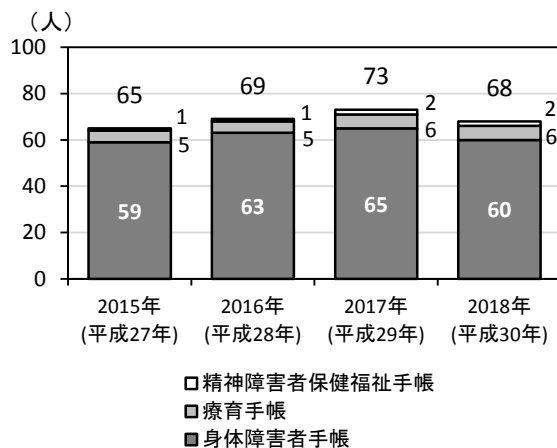
[出典]赤井川村

(5) 障がいのある方

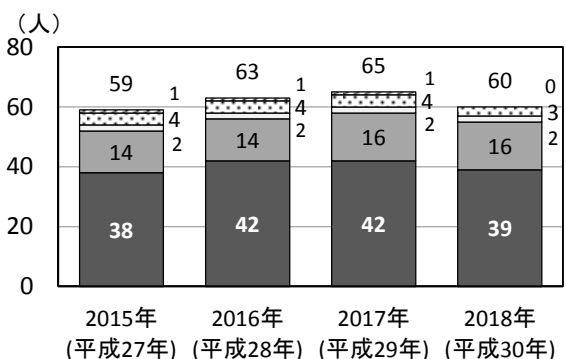
障害者手帳所持者数は2017年（平成29年）までは増加傾向にありましたが、2018年（平成30年）は減少に転じ、68人となっています。

全体の約9割を占める身体障がい者数を障がい種類別でみると、「肢体不自由」が6割超を占め、「内部障がい」が3割弱となっています。

■障害者手帳所持者数の推移



■身体障がい者数の推移（障がい種類別）



[出典]赤井川村（各年4月1日現在）

(6) 各地域(字別)の状況

地域(字)別に人口等の状況をみると、「落合」「常盤」を除く各地区で高齢化が進んでおり、特に「旭丘」「富田」「曲川」は高齢化率が40%以上と高くなっています。キロロリゾートが立地する「常盤」は生産年齢人口の割合が極めて高く、外国人登録者数が多い状況にあります。

■各地区(字)の人口等

		赤井川		旭丘		池田		落合		常磐	
		人・戸	%	人・戸	%	人・戸	%	人・戸	%		
住民基本台帳人口（人）		619		33		72		51		203	
	年少人口	72	11.6	4	12.1	9	12.5	4	7.8	4	2.0
	生産年齢人口	332	53.6	14	42.4	39	54.2	37	72.5	197	97.0
	高齢者人口	215	34.7	15	45.5	24	33.3	10	19.6	2	1.0
世帯数（戸）		321		19		32		33		195	
	高齢者世帯（戸）	151	47.0	11	57.9	17	53.1	6	18.2	2	1.0
	高齢者独居世帯	68	21.2	6	31.6	5	15.6	2	6.1	1	0.5
	高齢者夫婦世帯	53	16.5	3	15.8	4	12.5	2	6.1	1	0.5
	その他高齢者のいる世帯	30	9.3	2	10.5	8	25.0	2	6.1	0	0.0
要介護認定者数		47	21.9	2	13.3	4	16.7	0	0.0	0	0.0
障がいのある方	身体障がいのある方	40	6.5	2	6.1	2	2.8	1	2.0	0	0.0
	知的障がいのある方	5	0.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	精神障がいのある方	2	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
園児・児童・生徒数	中学生	13	18.1	0	0.0	1	11.1	1	25.0	0	0.0
	小学生	38	52.8	2	50.0	4	44.4	3	75.0	0	0.0
	保育所通所児童	20	27.8	2	50.0	4	44.4	0	0.0	3	75.0
	その他の児童	1	1.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	25.0
外国人登録者数		8	1.3	0	0.0	1	1.4	6	11.8	154	75.9

		富田		日ノ出		曲川		都		村全体	
		人・戸	%	人・戸	%	人・戸	%	人・戸	%		
住民基本台帳人口（人）		12		58		35		181		1,264	
	年少人口	2	16.7	9	15.5	3	8.6	27	14.9	134	10.6
	生産年齢人口	5	41.7	28	48.3	18	51.4	97	53.6	767	60.7
	高齢者人口	5	41.7	21	36.2	14	40.0	57	31.5	363	28.7
世帯数（戸）		6		26		18		88		738	
高齢者世帯（戸）		4	66.7	19	73.1	10	55.6	40	45.5	260	35.2
	高齢者独居世帯	2	33.3	9	34.6	4	22.2	17	19.3	114	15.4
	高齢者夫婦世帯	0	0.0	4	15.4	4	22.2	12	13.6	83	11.2
	その他高齢者のいる世帯	2	33.3	6	23.1	2	11.1	11	12.5	63	8.5
要介護認定者数		4	80.0	0	0.0	10	71.4	10	17.5	77	21.2
障がいのある方	身体障がいのある方	0	0.0	3	5.2	5	14.3	10	5.5	63	5.0
	知的障がいのある方	0	0.0	0	0.0	1	2.9	0	0.0	6	0.5
	精神障がいのある方	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.6	3	0.2
園児・児童・生徒数	中学生	0	0.0	5	55.6	0	0.0	6	22.2	26	19.4
	小学生	1	50.0	2	22.2	1	33.3	13	48.1	64	47.8
	保育所通所児童	1	50.0	2	22.2	1	33.3	6	22.2	39	29.1
	その他の児童	0	0.0	0	0.0	1	33.3	2	7.4	5	3.7
外国人登録者数		0	0.0	1	1.7	0	0.0	1	0.6	171	13.5

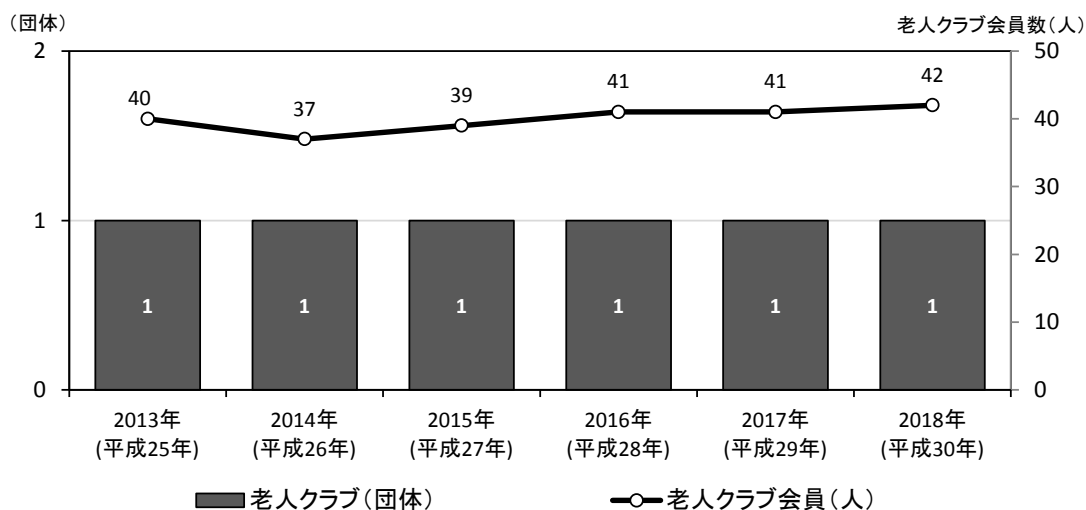
[出典] 赤井川村(2018年4月1日現在)

(7) 地域福祉の担い手の状況

老人クラブ会員数は2014年（平成26年）から微増に転じており、2018年（平成30年）は42人となっています。

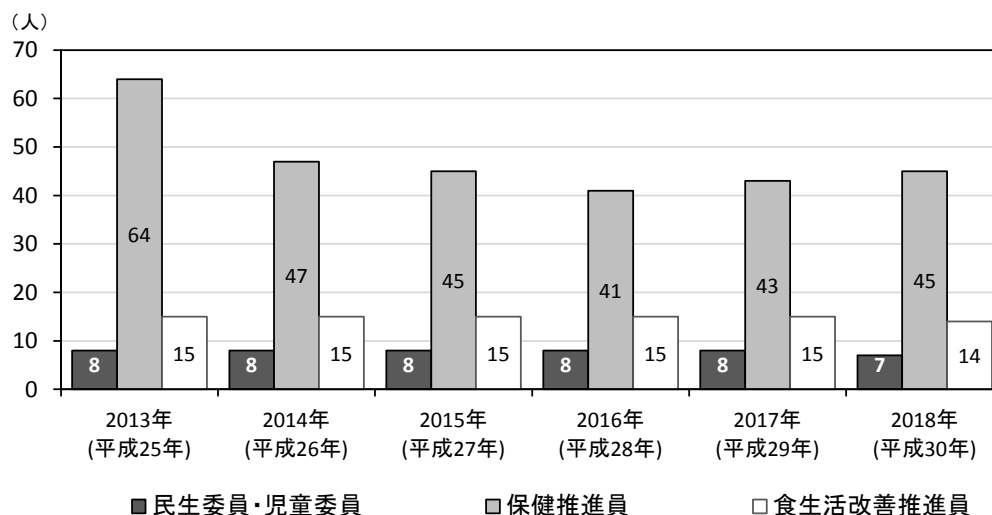
地域福祉を支える民生委員・児童委員、保健推進員及び食生活改善推進員はおおむね横ばいに推移しています。構成員の交代が少なく、構成員の高齢化が課題となっています。

■老人クラブ数及び老人クラブ会員数の推移



[出典]赤井川村（各年4月1日現在）

■民生委員・児童委員数、保健推進員数、食生活改善推進員数の推移



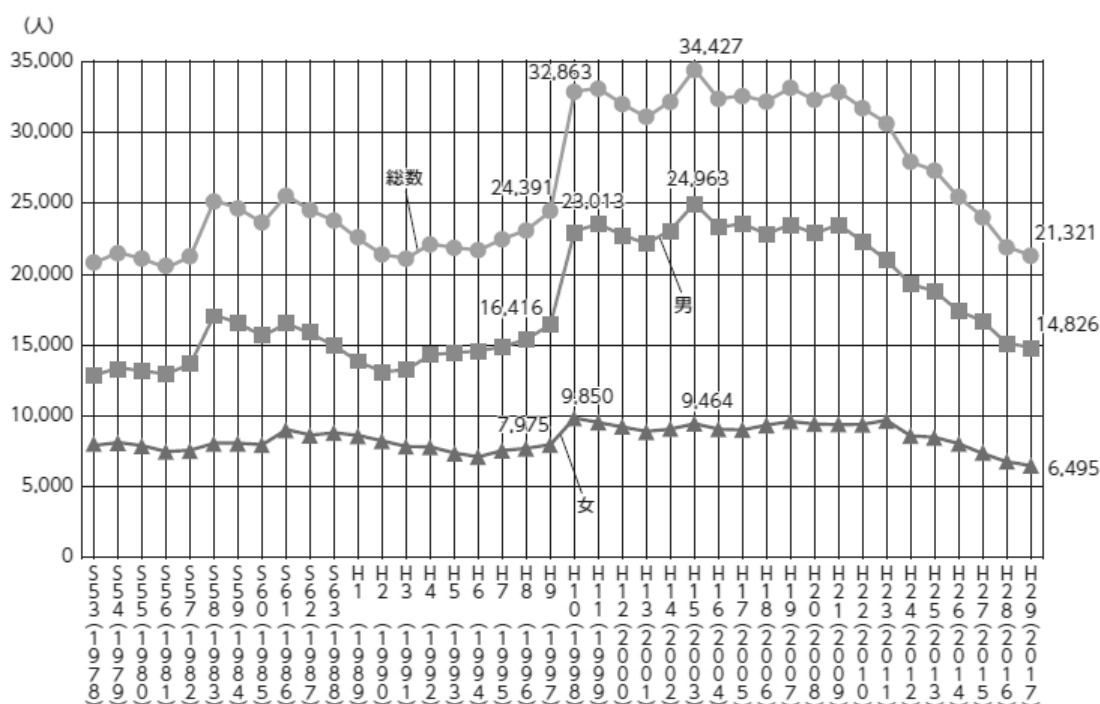
[出典]赤井川村（各年4月1日現在）

(8) 自殺の状況

全国の自殺者数の推移は、2003年（平成15年）の34,427人をピークに減少傾向が続いており、2017年（平成29年）には21,321人となっていますが、いまだに2万人を超えている状況です。

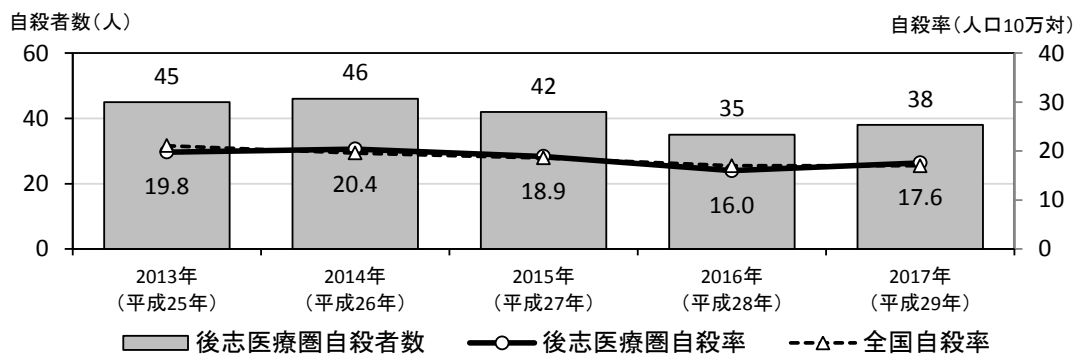
後志医療圏域（後志総合振興局管内）における自殺者数はおおむね減少しており、2017年（平成29年）は38人となっています。また、後志医療圏域の自殺率（人口10万対）は、全国とほぼ同じ水準で推移しています。

■全国の自殺者数の推移



[出典]警視庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

■後志医療圏域の自殺者数及び自殺率（人口10万対）の推移



[出典]自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

2 村民アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

調査対象	赤井川村に在住する18歳以上の男女
抽出方法	全数調査（一部の外国人登録者数を除く）
調査期間	平成30年6月～7月
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
回収率	33.1%（配布数925票、回収数306票）

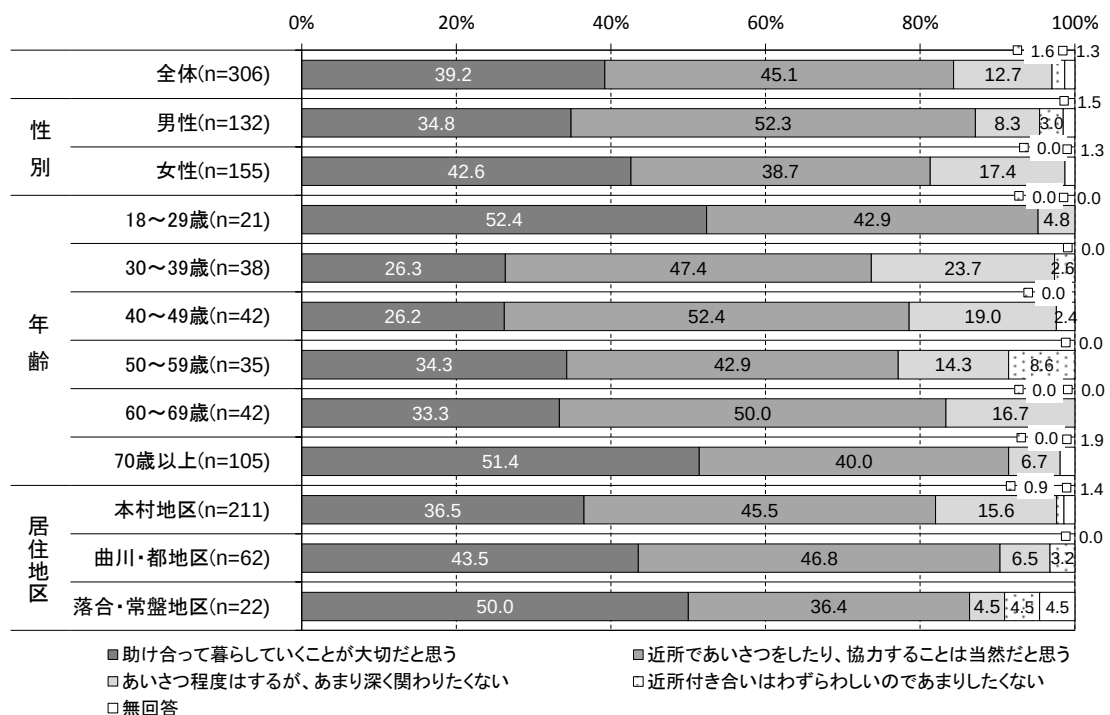
(2) アンケート調査結果の概要

①近所付き合いについての考え方

全体では、「近所であいさつをしたり、協力することは当然だと思う」が45.1%で最も多く、次いで「助け合って暮らしていくことが大切だと思う」（39.2%）と続いています。一方で、「あいさつ程度はするが、あまり深く関わりたくない」と考えている方も12.7%存在しています。

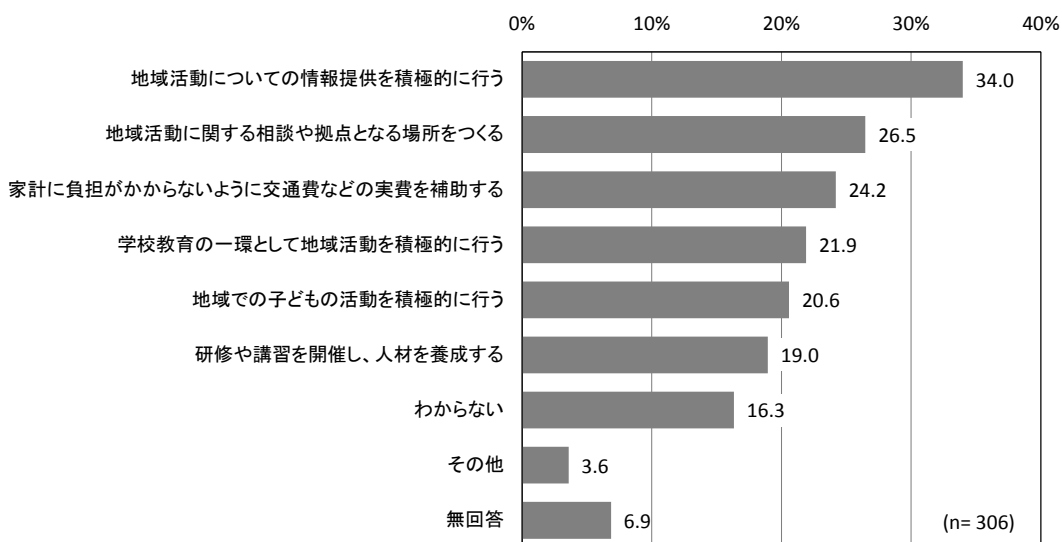
年齢別でみると、18～29歳、70歳以上は「助け合って暮らしていくことが大切だと思う」が50%以上を占めていますが、その他の年代は30%前後と少なくなっています。

居住地区別でみると、本村地区は「あいさつ程度はするが、あまり深く関わりたくない」が他の地区よりも多い状況です。



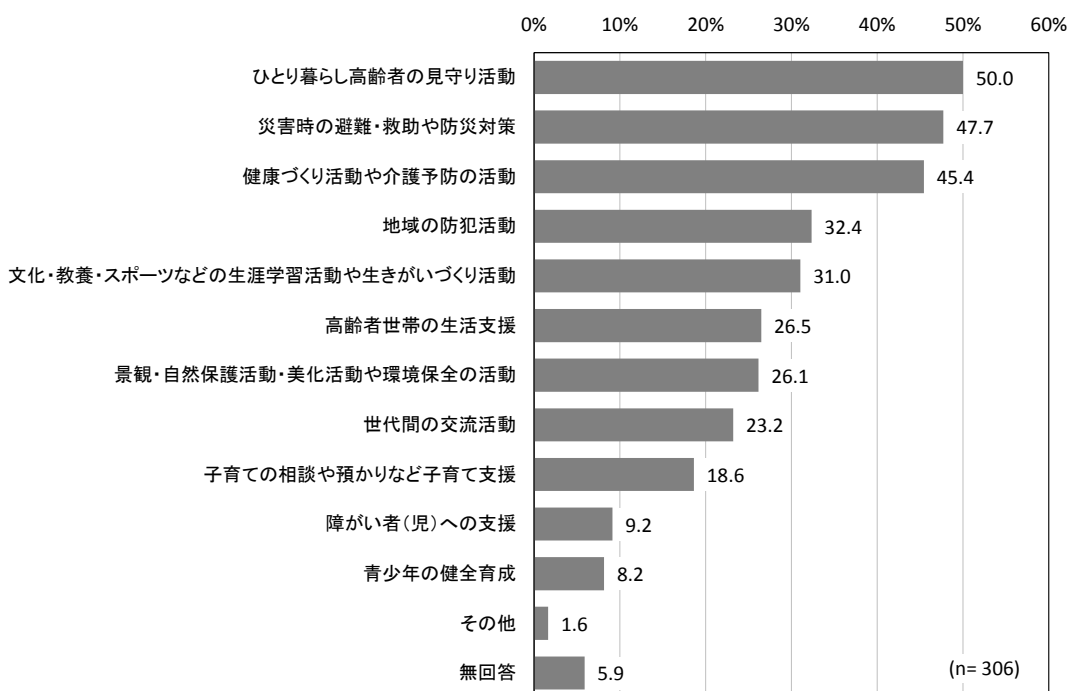
②地域活動を活発にしていくために必要なこと

地域活動を活発にしていくために必要なことは、「地域活動についての情報提供を積極的に行う」が34.0%で最も多く、次いで「地域活動に関する相談や拠点となる場所をつくる」(26.5%)、「家計に負担がかからないように交通費などの実費を補助する」(24.2%)と続いています。



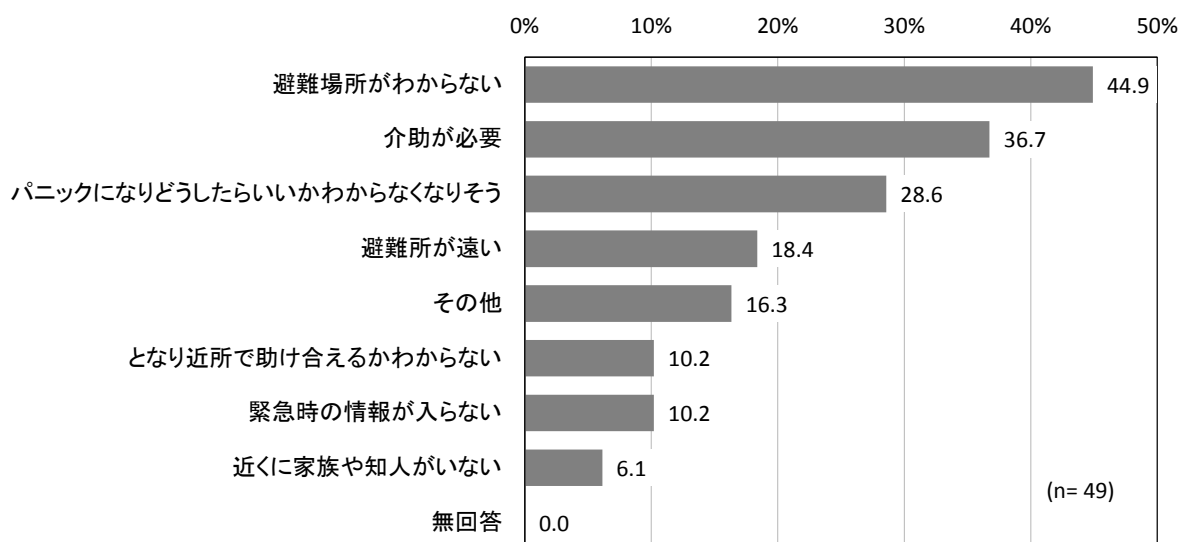
③地域で協力して行った方がいいと思うこと

「ひとり暮らし高齢者の見守り活動」が50.0%で最も多く、次いで「災害時の避難・救助や防災対策」(47.7%)、「健康づくり活動や介護予防の活動」(45.4%)と続いています。



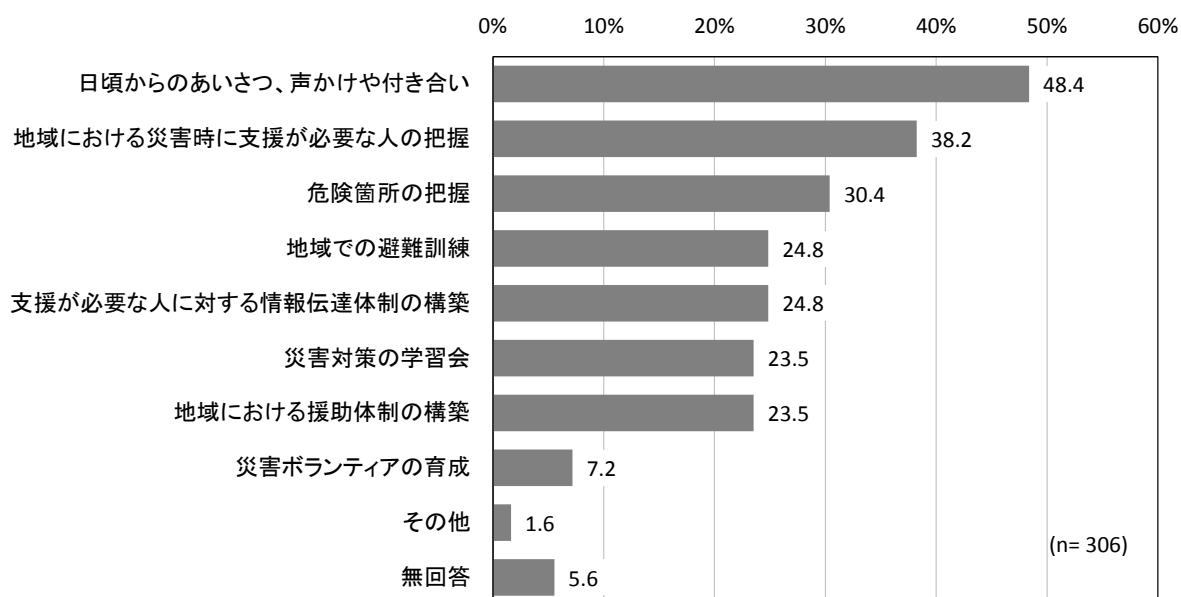
④災害などの緊急時に避難できないと思う理由

緊急時に避難できないと思う理由は、「避難場所がわからない」が44.9%で最も多く、次いで「介助が必要」(36.7%)、「パニックになりどうしたらいいかわからなくなりそう」(28.6%)が続いています。



⑤地域における災害時の備えとして重要なこと

「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が48.4%で最も多く、次いで「地域における災害時に支援が必要な人の把握」(38.2%)、「危険箇所の把握」(30.4%)が続いています。

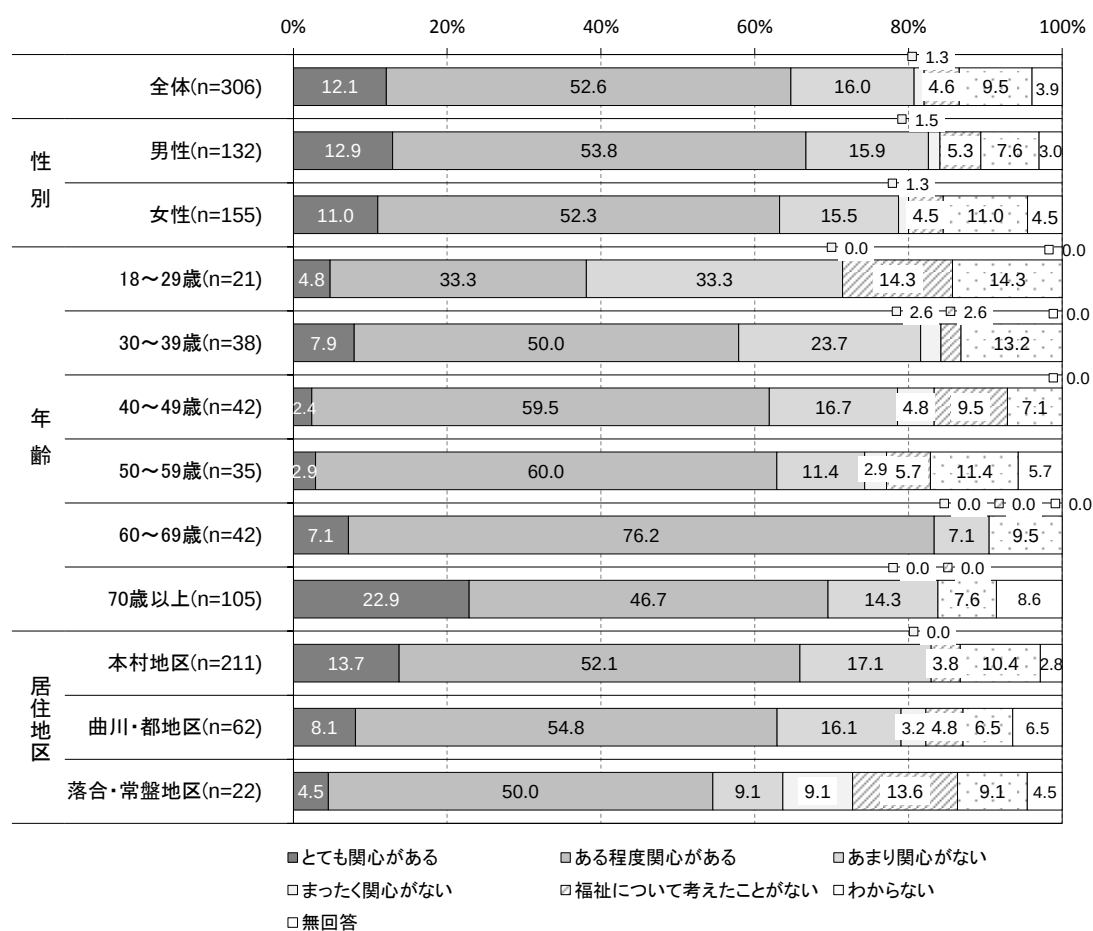


⑥地域福祉への関心度

全体では、「とても関心がある」（12.1%）、「ある程度関心がある」（52.6%）の合計64.7%は関心があると回答しています。

男女別でみても大きな差異はありませんが、「とても関心がある」「ある程度関心がある」の合計を年齢別でみると、おおむね年齢が高くなるにつれて関心のある方が多くなっており、60～69歳は83.3%と多くなっています。

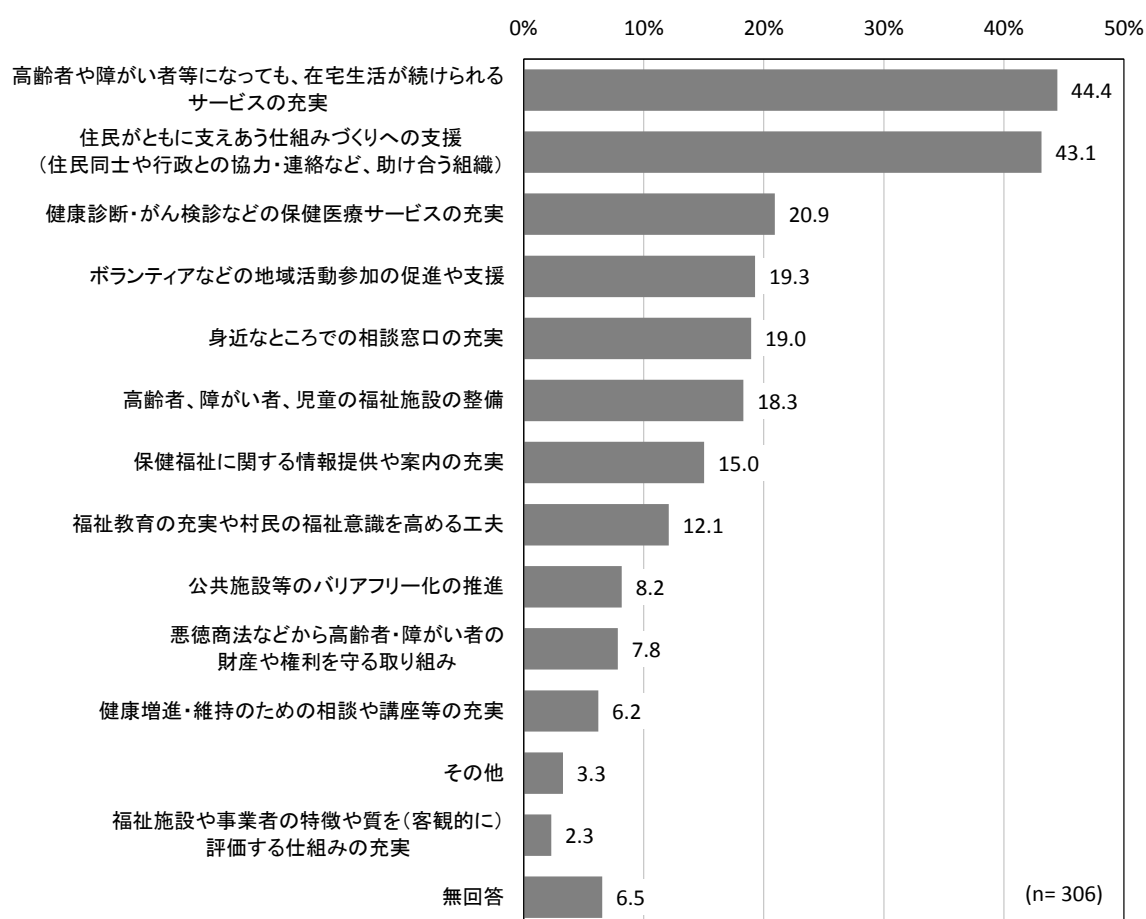
居住地区別でみると、落合・常盤地区は「福祉について考えたことがない」と回答している方が13.6%で他の地区に比べて多くなっています。



⑦地域福祉の充実のために村が積極的に取り組むべきこと

「高齢者や障がい者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」（44.4%）、
「住民がともに支えあう仕組みづくりへの支援（住民同士や行政との協力・連絡など、助け合う組織）」（43.1%）がほぼ同率で、他の項目を引き離しています。

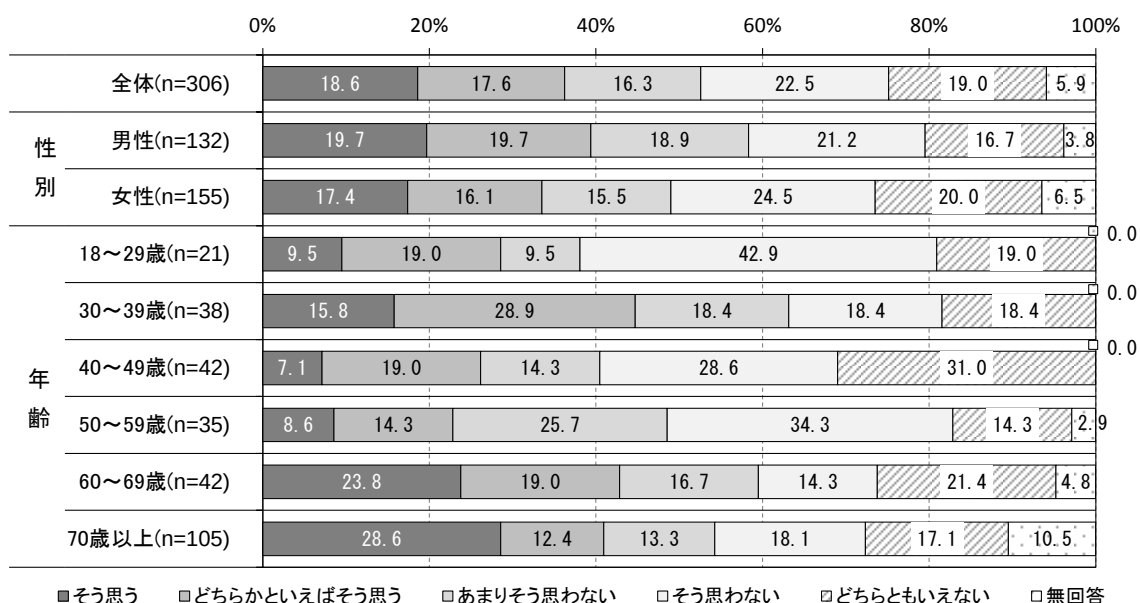
次いで「健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実」（20.9%）、「ボランティアなどの地域活動参加の促進や支援」（19.3%）と続いています。



⑧自殺は自分自身に関わる問題だと思うか

全体では、「そう思う」(18.6%)、「どちらかといえばそう思う」(17.6%)の合計36.2%の人は自殺のことを自分自身に関わる問題だと考えています。

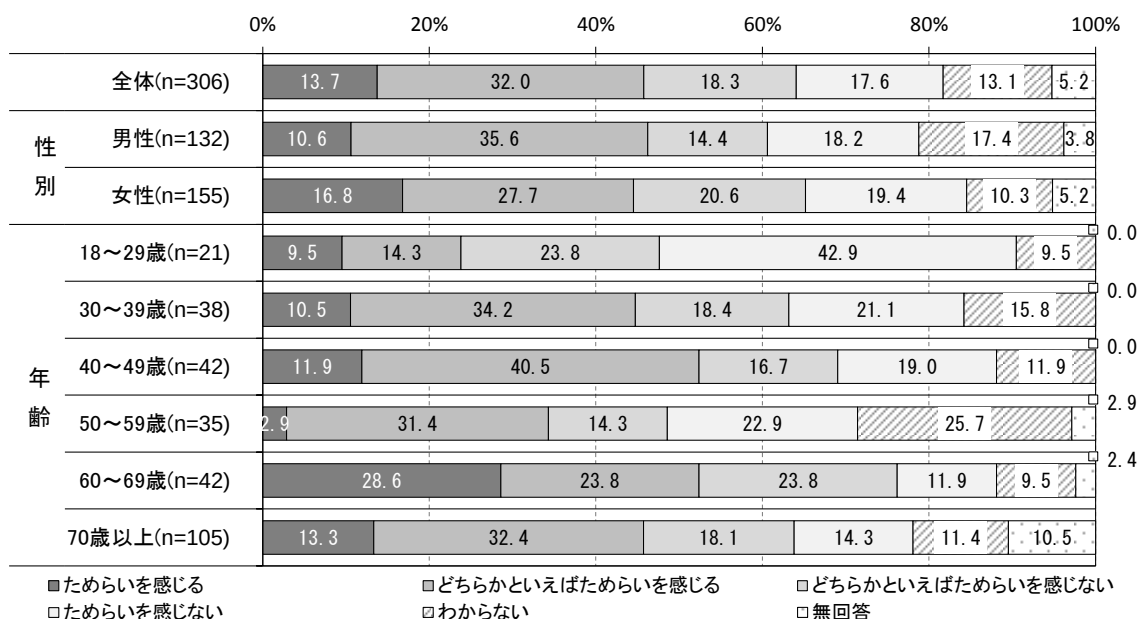
年齢別に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計をみると、30～39歳が44.7%、60～69歳が42.8%、70歳以上が41.0%と多くなっています。



⑨悩みなどを誰かに相談したり、助けを求めることにためらいを感じるか

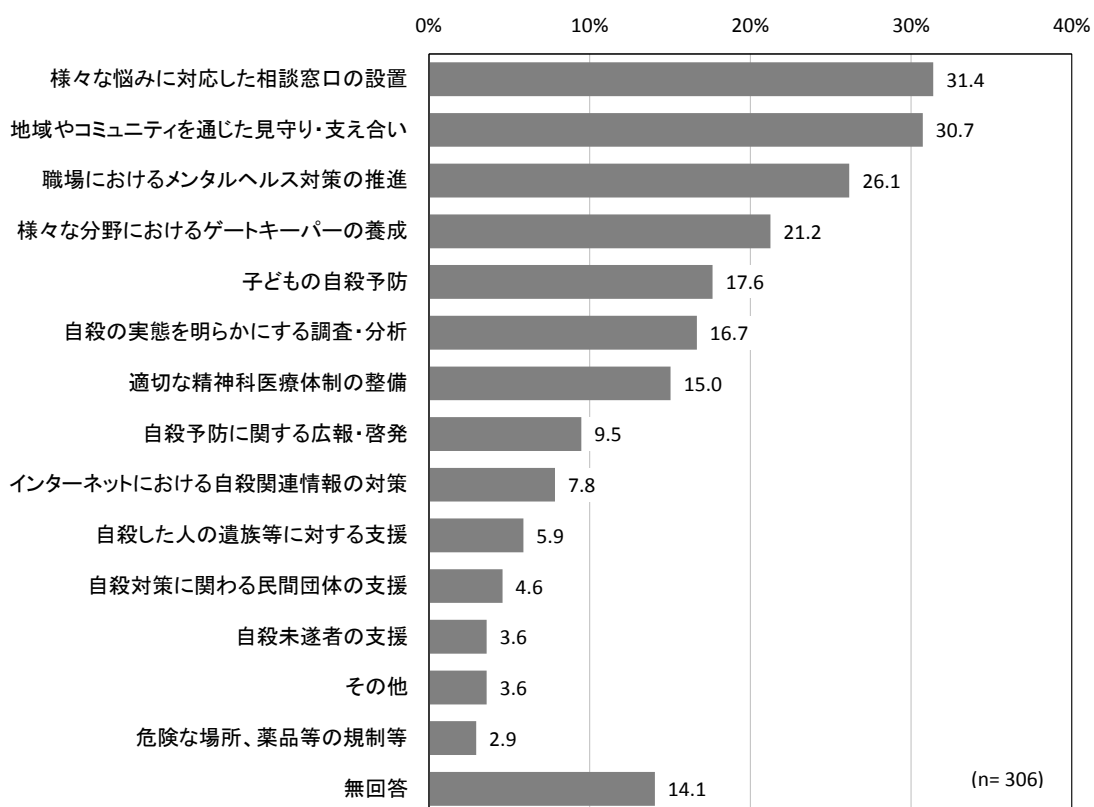
全体では、「ためらいを感じる」(13.7%)、「どちらかといえばためらいを感じる」(32.0%)の合計45.7%が多少なりともためらいを感じている状況です。

男女別では、男性と比べて女性の方が「ためらいを感じる」が多く、年齢別では60～69歳が「ためらいを感じる」が多くなっています。



⑩今後求められる自殺対策

「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が31.4%で最も多く、次いで「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」(30.7%)、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」(26.1%)と続いています。



3 福祉関連団体アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

調査対象	赤井川村内の福祉関連団体・事業所（8団体） （赤井川村社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、赤井川村日赤奉仕団、地域包括支援センター、赤井川村訪問介護事業所、赤井川村デイサービスセンター、老人クラブ悠楽会、保健推進員協議会）
調査期間	平成30年9月～10月
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
回収率	100.0%（配布数8票、回収数8票）

(2) アンケート調査結果の概要

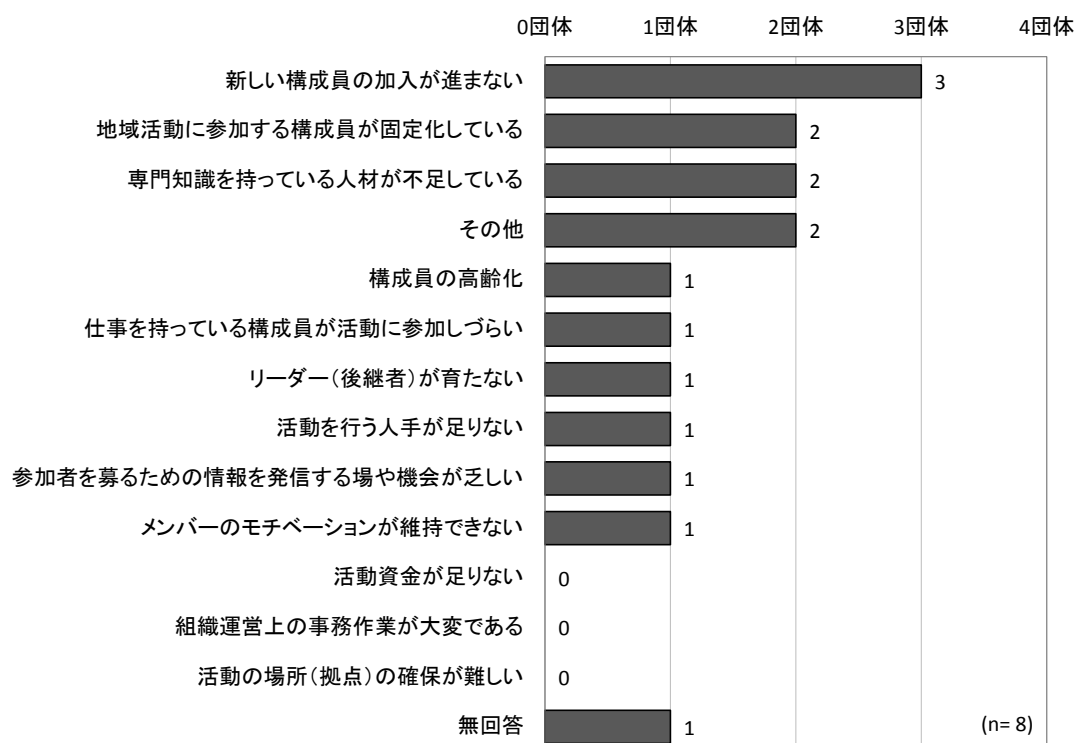
①福祉に関する地域の問題点（抜粋）

福祉に関する地域の問題点は、「世代間の交流が少ない」が6団体で最も多く、次いで「家事等日常生活に支援が必要な人が多い」（5団体）と続いています。



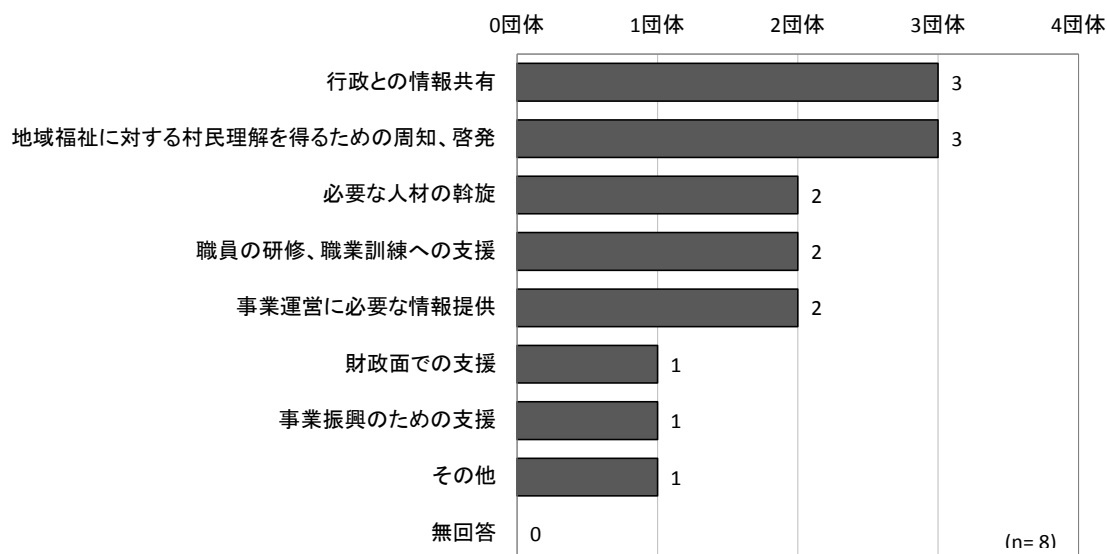
②運営上の課題（抜粋）

団体を運営する上で困っていることや課題は、「新しい構成員の加入が進まない」が3団体で最も多く、次いで「地域活動に参加する構成員が固定化している」、「専門知識を持っている人材が不足している」、「その他」（ともに2団体）と続いています。



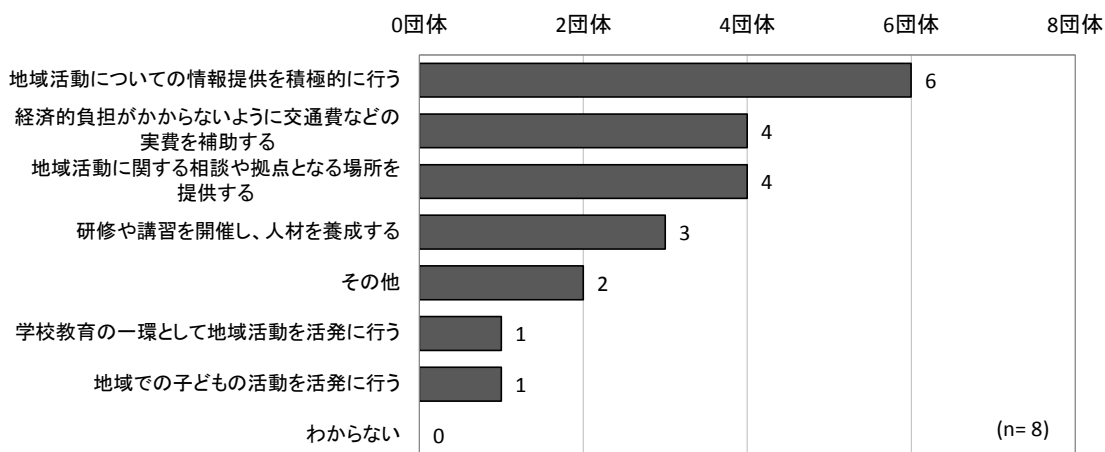
③支援の質を向上させるために必要な村からの支援

支援の質を向上させるために必要な支援は、「行政との情報共有」と「地域福祉に対する村民理解を得るための周知、啓発」がそれぞれ3団体で最も多くなっています。



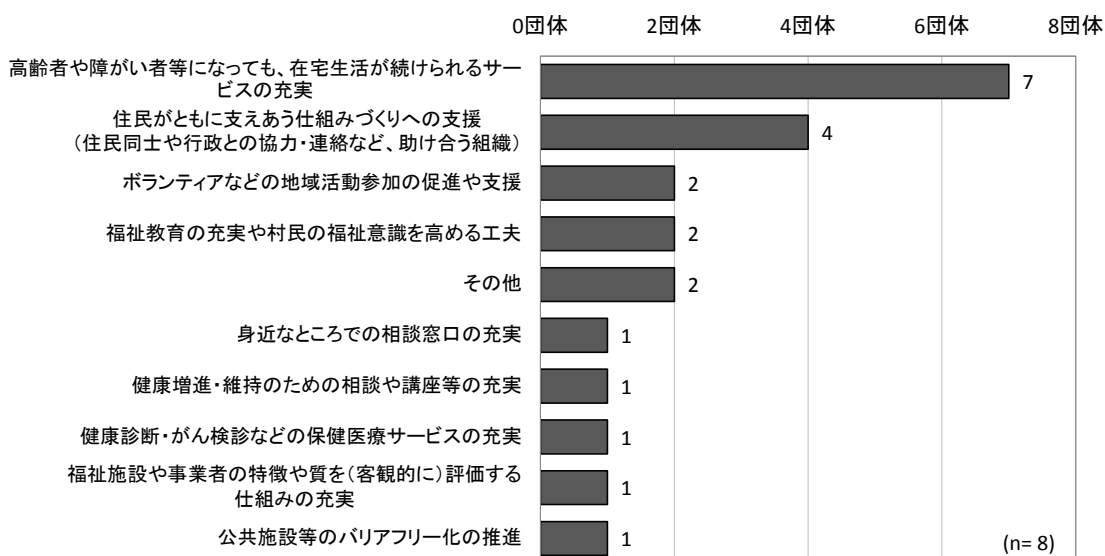
④地域活動を活発にするために必要なこと

地域活動を活発にしていくために必要なことは、「地域活動についての情報提供を積極的に行う」が6団体で最も多く、次いで「経済的負担がかからないように交通費などの実費を補助する」と「地域活動に関する相談や拠点となる場所を提供する」（ともに4団体）と続いています。



⑤今後、村が積極的に取り組むべきこと（抜粋）

今後、地域福祉の充実のために村が積極的に取り組むべきことは、「高齢者や障がい者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が7団体で最も多く、次いで「住民がともに支えあう仕組みづくりへの支援（住民同士や行政との協力・連絡など、助け合う組織）」（4団体）と続いています。



4 地域福祉の推進に向けての課題

(1) 少子高齢化の進展

本村の総人口は減少を続けており、年齢3区分別の人口構成をみても15歳未満の年少人口だけでなく、15～64歳の生産年齢人口も減少しています。

また、世帯においても高齢者のいる世帯は総世帯数の4割を超えているとともに、高齢者の一人暮らし世帯の割合が増加しています。

今後は、健康の維持増進に向けた取組を充実させ、若年者は高齢になっても健康を維持していけるよう、また、高齢者はできるだけ要介護（支援）状態にならないようにしていくことが大切です。

(2) 介護・福祉人材の確保

介護・福祉人材は、地域包括ケアシステムの構築、特に要介護高齢者の生活支援や増大する介護サービスへの対応に不可欠な社会基盤です。しかしながら、賃金水準が低調であることや、業務の過酷さなどの要因により人材の確保が難しい事態となっています。

本村においても介護・福祉人材は慢性的に不足している状況にあり、深刻な課題となっています。

(3) 地域福祉を推進する連携の体制づくり

福祉サービスを提供する上では、行政によるサービスのみできめ細やかに対応することが難しくなっていることから、公的なサービスのみならず、地域住民同士の助け合いを促進していく必要があります。

アンケート調査結果によると、今後地域福祉を充実させるためには、行政による積極的な情報提供や地域活動に関する相談や拠点となる場所づくりが求められています。今後は地域福祉への村民の関心を高めるとともに、地域における助け合いを促進するための場づくりや情報提供を行っていくことが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本村では、高齢化の進行とともに、世帯の小規模化や高齢者のみの世帯の増加が確実に進んでいます。また、社会経済状況の大きな変動の中、個人の価値観やライフスタイルの多様化も進んでいます。

家族や地域における「つながり」が薄れつつある現在、高齢者や子どもたち、障がいのある人たち等、地域に暮らす人々が、地域を構成するかけがえのない一人として生活していくためには、すべての住民が住み慣れた家庭や地域において、お互いを思いやる心を持ち、ともに助け合うことが大切です。そして、特定の人が特定の人を「支える」一方向の関係ではなく、「支え合う」双方向の関係を築き、その関係性を深めていくことが重要です。

第4期赤井川村総合計画「わたしの赤井川2025プラン」では、保健・医療・福祉分野の基本目標として「健やかで安心して暮らせるあかいがわ」を掲げて施策を推進しています。

本計画においてもこの基本目標を念頭に置き、地域における人と人とのつながりやお互いの関係性を深めていくための仕組みをつくることをめざします。そして、その過程を通じて、地域福祉の充実を図っていくという思いを集約し、次の基本理念を掲げ、その実現をめざします。

基本理念

**地域と人のつながりを深め
安心して暮らせるむら**

2 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の4つの柱を設定します。

(1) 地域を支える人づくり

私たちの赤井川村で安心して幸せに楽しく生活していくのに必要なのは、地域福祉を支える様々な「人の力」です。

本村はすでに高齢化率が40%を超える地域が出てきており、今後は村民の約半数が65歳以上となることも予想されます。そうした中、地域の担い手不足が今後深刻化していくことから、地域住民がボランティア活動や地域活動に参加できるような動機づけや方策などを検討します。

(2) 保健福祉を支える仕組みづくり

村民が気軽に相談できる相談体制の拡充、相談機能の強化を図るとともに、関係機関と連携し、利用者が必要とするサービスに容易にアクセスできるようわかりやすい情報提供に努めます。

また、障がいのある方や高齢者などのすべての人の様々な生活ニーズに対応し、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、包括的な支援の体制整備を図ります。

そのため、支援を行う事業の充実、保健・医療・福祉の関係機関の連携体制を強化するとともに、サービス提供事業者や介護支援専門員相互の連携を支援します。

(3) 安心・安全な地域づくり

すべての村民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるように、災害発生時において支援を要する高齢者、障がいのある方、乳幼児等いわゆる要配慮者への支援を含めた地域での防災体制の整備拡充に努めます。

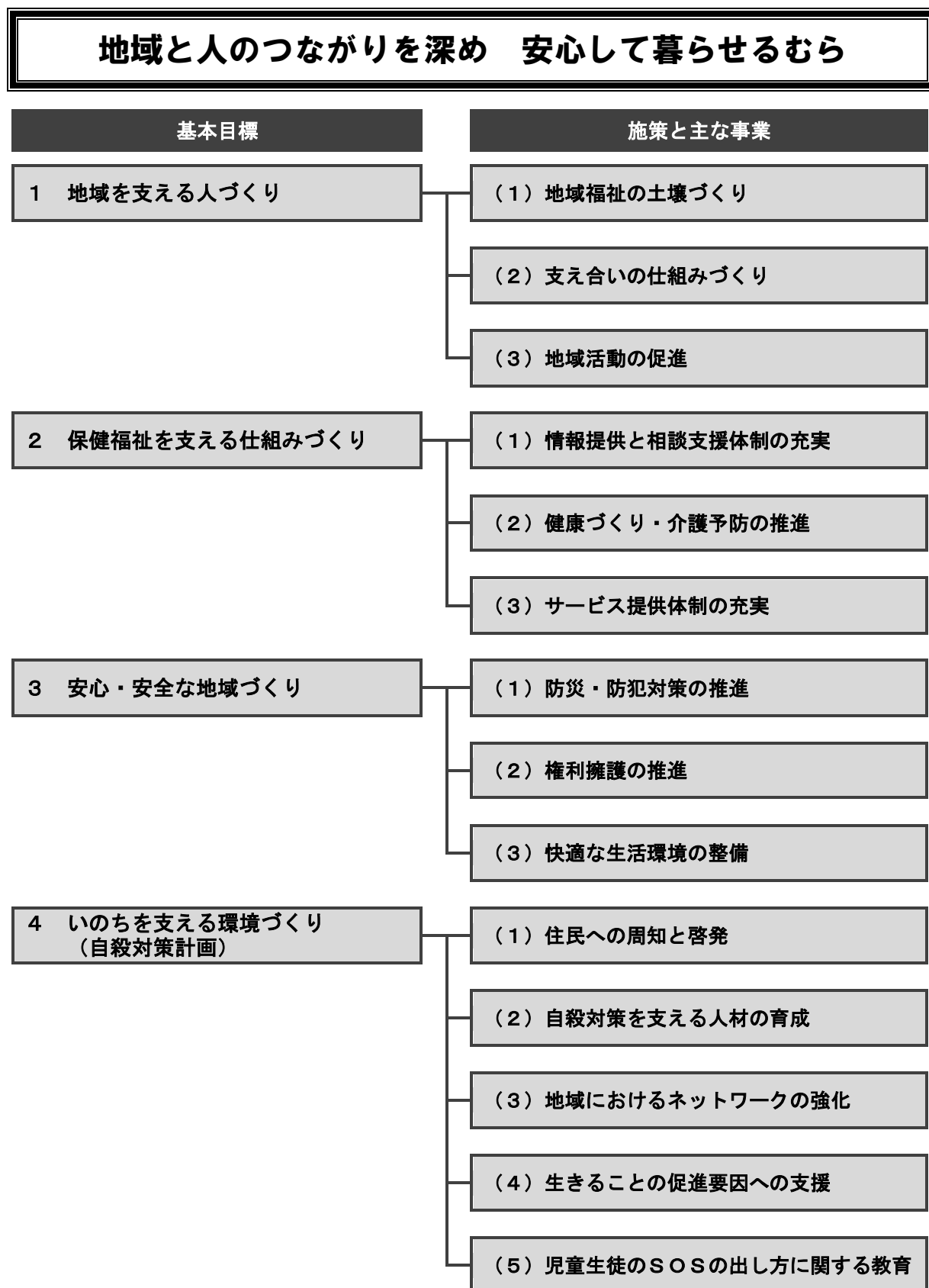
また、近年増加している特殊詐欺等の犯罪や、バリアフリー化等の施設整備などにも取り組みます。

(4) いのちを支える環境づくり（自殺対策計画）

自殺を予防するためには、「健康問題」、「経済生活問題」、「家庭問題」等様々な分野に対する取組が必要です。また、本人だけでなく、家庭、学校、職場、地域コミュニティ、民間団体等が連携して地域全体で取り組んでいくことも重要です。

村民一人ひとりがかけがえのない命の大切さを考え、ともに支え合う環境づくりをめざすため、自殺対策を総合的に推進するための施策に取り組みます。

3 施策の体系



第4章 施策の展開

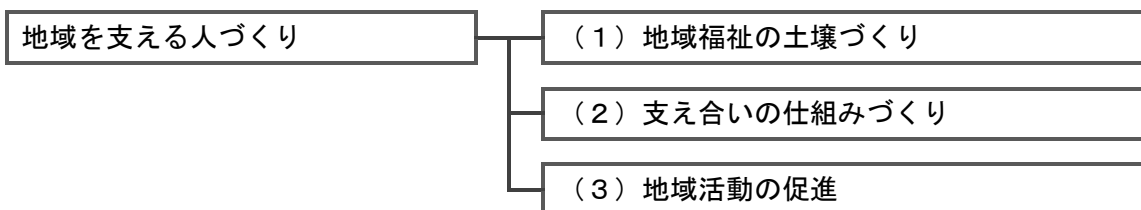
1 地域を支える人づくり

近年は一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉の分野においても、「支えて側」と「受けて側」に分かれるのではなく、地域の住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

■アンケート調査より

- 近所付き合いの考え方として、「近所であいさつをしたり、協力することは当然だと思う」は45.1%、「助け合って暮らしていくことが大切だと思う」も39.2%となっており、村民には地域福祉に関する素地が十分にあると考えられます。
- また、「福祉課題については、行政も住民も協力し合い、ともに取り組むべきである」と回答した人が54.9%を占めており、地域福祉の考え方は村民に浸透してきています。
- 一方、地域活動には「機会があれば参加したい」が68.0%となっており、参加機会をいかにつくっていくかが課題となっています。
- 地域で協力して行った方がいいと思うことは「ひとり暮らし高齢者の見守り活動」が50.0%で、地域での見守り活動を進めるための仕組みづくりが必要です。

■施策体系



(1) 地域福祉の土壌づくり

多くの村民が住み慣れた地域で、生きがいを持ち、自立して暮らし続けたいと願っています。地域でお互いが支え合って安心して生活していくためには、住民一人ひとりが地域の福祉を支えているという意識を持って協力し合うことが重要です。

また、地域に認知症の人や障がいのある人がいる場合、同じ地域に住む人がこれらの人について正しい知識を持ち、お互いが理解を深めていくことが重要です。

本村では、広報や回覧板を通じて福祉に関する情報や福祉団体の活動を周知するとともに、社会福祉協議会だよりを通じてその活動状況の広報活動を行っています。

しかし、地域福祉に関する考え方は浸透しつつありながらも、地域福祉への関心は高いとはいえず、地域の人々が支え合い、交流し、活動に参画することで地域が活性化することを広く伝え、支え合い意識の醸成を図るとともに、地域活動を担う人材の育成を進めていく必要があります。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
福祉についての広報・啓発	家庭や行政区、老人クラブをはじめとする団体等が福祉についての理解・知識を高めるための広報、啓発活動を支援します。	保健福祉課 介護保険課
学校における福祉学習の推進	小学校は総合学習の中で高齢者・障がい者、ボランティアなどを学ぶ時間をつくります。 中学校は生徒会活動や部活動などを通じて福祉ボランティア体験や高齢者との交流に取り組みます	教育委員会
社会福祉協議会と連携強化	村における福祉の中心的担い手である社会福祉協議会と今後より一層の連携強化を図ります。	保健福祉課 介護保険課
地域活動を担う人材の育成	地域住民や地域活動団体などに対して、地域活動を担うリーダーなどの人材育成に向けて、活動にあたって必要となる技能を習得し向上できるよう、様々な分野の学習や講座の実施を検討します。	保健福祉課 介護保険課

(2) 支え合いの仕組みづくり

少子高齢化の進行や核家族化・単身世帯の増加などにより、地域や家族で支え合う社会のつながりが希薄化していることに伴い、それぞれの地域でひとり暮らしの高齢者や認知症の高齢者など、見守りが必要な人が増加しています。

そのような中、村内では各地区に民生委員を配置し、地区住民の困りごとや心配ごとへの相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへのつなぎ役として活動しています。

また、認知症高齢者の見守りを行うため、平成29年度より警察、消防、福祉事業者、民間企業等とSOSネットワーク会議を開催し、協議を重ね、平成30年8月から「赤井川村SOS

Sネットワークシステム」の運用を開始しました。

子どもが駆け込むことができる「子ども110番の家」は村内に78軒設置されており、生活指導推進連絡協議会が参加世帯のとりまとめや、ステッカーの更新作業を行っています。

今後も、より多くの人に支援の輪に加わってもらい、きめ細かな支援体制を構築していくことが求められています。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
民生委員児童委員への支援	村民の生活支援をするとともに、相談役として活動している民生委員の活動への支援を行います。また、定期的に民生委員協議会を開催し、情報共有、連絡調整を行います。	保健福祉課
SOSネットワークシステムの構築	徘徊が心配される方について事前登録をし、村内の協力機関（警察、消防、民生委員、区会、社会福祉協議会、交通機関、商店、金融機関等）により見守りを行います。また、行方不明時に捜索への協力を行います。	介護保険課
高齢者の見守り活動の推進	緊急通報システムの運用を今後も継続します。また、SOSネットワーク、災害時要配慮者への支援体制を含めた、地域における総合的な見守りシステムの構築に向けた準備と検討を進めます。	保健福祉課 介護保険課
子育て家庭の見守り活動の推進	乳幼児健診、乳幼児相談、赤ちゃん健康訪問等を通して、子育て家庭を見守り、家庭のサインを早期にキャッチして適切な支援に結びつけます。	保健福祉課
子どもの安全対策の推進	子どもが不審者から声をかけられた場合などに駆け込むことができる「子ども110番の家」等に取り組む生協等への支援を継続します。	保健福祉課 生活指導連絡協議会

（３）地域活動の促進

人間関係がだんだん疎遠になっている現代においても、多くの人が、人の役に立ちたい、お互いに仲間でありたいと願っていることは、東日本大震災等におけるボランティアの活動をみても明らかです。

地域福祉を推進するためには、地域住民と関係機関、行政の協働が必要ですが、高齢化の進行等により、地域福祉の担い手が固定化、高齢化する傾向にあり、新たに地域活動を担う人材を発掘・養成していく必要があります。

本村では、区会活動に対して助成金を交付し、地域の主体的な活動を支援しています。また、保健推進員や地域包括支援センターが主体となって定期的に地域サロンを開催しているほか、認知症カフェも不定期に開催されていますが、主に本村地区での開催となっており、遠方からの参加者は交通手段の確保が課題となっています。

第4章 施策の展開

高齢者の見守り、防災、世代間交流をはじめ、地域のセーフティーネットとして区会及び地域の役割は、今後さらに重要になってくると考えられます。

今後も、多様な地域福祉のニーズに対応するために、区会や地域の活動を支援するとともに、老人クラブやボランティア団体などの活動への支援を行います。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
区会活動への支援	区会が主体となって行われる様々な活動を支援します。	総務課
老人クラブの活動への支援	老人クラブが主体となって行われる様々な活動を支援します。	保健福祉課
地域における交流活動への支援	地域におけるサロン活動や認知症カフェをはじめとする様々な交流活動を支援します。	保健福祉課 介護保険課 地域包括支援センター
認知症サポーターの養成等	認知症について、正しく理解し、偏見を持たず認知症の方や家族に対し温かい目で見守るため、「認知症サポーター」を養成する講座を開催し、各団体及び地域の協力を得ながら介護者の負担軽減を図ります。	介護保険課 地域包括支援センター
ボランティア活動の促進	ボランティア活動の活性化を図るため、村民のボランティアに対する意識啓発を行うとともに、社協を中心として情報提供・利用の相談窓口の整備、団体間のネットワークづくりを促進します。	社会福祉協議会

2 保健福祉を支える仕組みづくり

各種福祉分野の法制度の改定を背景に福祉サービスが複雑化しており、村民にとっては適切な福祉サービスを選択し、利用することが難しくなっています。そのため、支援を必要とする人が適切に福祉サービスを利用できるよう、情報提供や相談支援体制の充実が必要です。

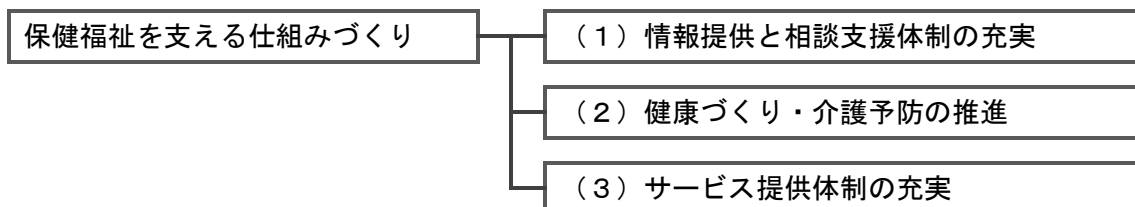
また、近年は社会環境や生活習慣の変化などにより、ストレスを抱える人や生活習慣病にかかる人が増加しており、健康づくりに注目が集まっています。

村では、介護予防の実施等により、高齢者の自立支援を図っていますが、困難を抱える方も含めたすべての村民が、生涯にわたって健康に、地域でいきいきと暮らすことができるよう、社会参加の場をさらに充実していく必要があります。

■アンケート調査より

- 地域活動を活発にしていくために必要なことは、「地域活動についての情報提供を積極的に行う」が34.0%で最も多く、「地域活動に関する相談や拠点となる場所をつくる」が26.5%で続いています。
- 地域福祉の充実のために村が積極的に取り組むべきこととして、「高齢者や障がい者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が44.4%で最も多くなっているほか、「健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実」も上位回答となっています。

■施策体系



(1) 情報提供と相談支援体制の充実

地域には、高齢者、障がい者、子育て中の家庭、生活困窮者など、様々な福祉サービスが必要とする人がおり、特に、複数の問題がある人や、相談したい内容が不明確な人、虐待に関する問題がある人、従来の対象者別の福祉サービスの狭間となる人などに対しては、相談内容から課題を分析して適切な支援につなげていく必要があります。

本村ではこれまで、役場の窓口、地域包括支援センター、民生委員、各種相談機関などにおいて村民からの相談を受け付け、対応を行ってきました。さらに、生活支援コーディネーターを配置し、地域の実情を把握しています。

また、多職種連携の一環として地域ケア会議を月1回程度開催し、情報交換を行っています。

今後も、これらの相談体制を維持するとともに、各機関の連携を強化し、様々な問題を解決できる体制を充実させていく必要があります。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
相談窓口の充実	地域包括支援センターでの相談や、法律相談、人権相談、消費者相談等各種専門相談業務の充実に努めます。	介護保険課 総務課 産業課 社会福祉協議会
身近な相談体制の確保	民生委員児童委員や各種相談員の活動をより強化するために、研修や情報提供等の充実に努め、その活動を支援します。	保健福祉課
総合的な相談窓口の設置	地域における総合的な相談窓口としての機能を提供します。	介護保険課
地域ケア会議の開催	地域ケア推進会議及び地域ケア個別会議を月1回程度開催し、地域における福祉課題の把握や情報共有、連携に努めます。	介護保険課
相談機関との連携による情報の提供	赤井川診療所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、サービス事業所の連携により、情報共有及び情報提供体制の充実に努めます。	保健福祉課 介護保険課 社会福祉協議会

(2) 健康づくり・介護予防の推進

現在の高齢社会においては、要介護状態にならないための健康づくりが重要です。

健康づくりや介護予防は、地域のみんなで取り組もうとする行動が起きています。健康であることはすなわち、地域を支える側に立つことであり、それが生きがいとなり健康を増進するという好循環が生まれます。

本村では、20歳以上の村民を対象にした住民健診（特定健診を含む）を年1回実施し、同時に胃がん、大腸がん、肺がん検診を受けることができるなど、健診・検診を受けやすい環

境づくりに努めています。また、村民の健診に対する関心は高く、健診受診率は46～50%と高く推移しています。

区会においても自主的な健康づくり、体力づくり活動が行われており、健康講話や運動指導等を通じて区会の健康づくり活動等への支援を行っています。

また、悠楽学園大学（高齢者大学）事業を通じ、健康づくりを取り組んでおり、今後も継続が望まれます。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
健康づくりの周知・啓発	区会の健康づくり活動への支援や住民健診後の結果説明会の開催、健康相談などを通じて、健康づくりの大切さを村民に周知します。	保健福祉課
健康づくりの場の充実	各種スポーツ大会開催、歩こう会、春のカルデラ散策など、地域の特性を活かしたスポーツの充実を図ります。また、ペタンクやフロアカーリングなどレクリエーションスポーツの集いを開催します。	教育委員会 社会福祉協議会 保健推進員協議会
健康診査の充実	特定健康診査や各種がん検診などを受けやすい環境づくりに努めます。また、広報紙や防災無線を利用したアナウンスや受診勧奨を通じて、今後も受診率の向上に努めます。	保健福祉課
介護予防事業の推進	「元気はつらつ教室」や「昔の若人おしゃべりサロン」などを通じて、介護予防事業を推進します。 「地域介護予防活動支援事業」「地域リハビリテーション活動支援」について、今後活動推進の方法を検討します。	介護保険課 地域包括 支援センター
悠楽学園大学事業の推進	悠楽学園大学事業における学習の機会づくりや健康づくり活動を推進します。	保健福祉課
保健・医療・福祉の連携強化	行政や福祉サービス事業所、医療機関との連携を進め、介護と医療に関する情報が相互に得られる仕組みづくりに努めます。 また、医療マップ作り等、医療・介護連携の仕組みづくりの検討を進めます。	介護保険課

（３）サービス提供体制の充実

住み慣れた地域で自立した生活を続けるには、様々な福祉サービスを利用して、生活を成り立たせなければなりません。福祉サービスを必要としている人は多様化しており、これまでのサービス事業所だけでは解決できない問題が出てくることも予想されます。

必要とされる福祉サービスが行き届くようにするためには、利用者の生活課題や福祉ニーズを把握して、適切な管理運営を行った上で、村及び社会福祉協議会によるサービスや地域のボランティア活動・民間事業者などのサービスを、必要に応じ組み合わせていくことが大

第4章 施策の展開

切です。

今後も福祉ニーズの把握に努め、既存の福祉サービスの充実を図るとともに、質の向上に取り組めます。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
在宅サービスの充実	訪問介護、通所介護などの在宅サービス及び「生きがいデイサービス」の提供を継続するとともに、村外事業所の利用を含めた、介護予防に資するサービスの検討を進めます。	介護保険課
サービスの質の向上への支援	村内の事業者が提供するサービスの質の向上を図るため、研修会に関する情報提供や参加勧奨を行います。	介護保険課
生活支援サービスの充実	日常生活に支援が必要な方に対し、買い物支援など支援を継続します。また、住民の生活に即した生活支援サービス創出の検討を進めます。	介護保険課 保健福祉課 社会福祉協議会
子ども・子育て支援サービスの充実	子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種子育て支援サービスを提供します。	保健福祉課
生活支援コーディネーターの育成	村全体（第1層）と、村内地域ごと（第2層）に、それぞれ生活支援コーディネーターを配置します	介護保険課
ボランティア団体、NPO等への支援	ボランティア、NPO等による地域課題解決に向けた取組を支援するなど、地域における住民の主体的な取組を推進します。	保健福祉課
介護サービス3事業の効率的な運営	訪問介護、デイサービス、居宅介護支援事業所について、効率的な運営をめざす取組を推進します。	介護保険課

3 安心・安全な地域づくり

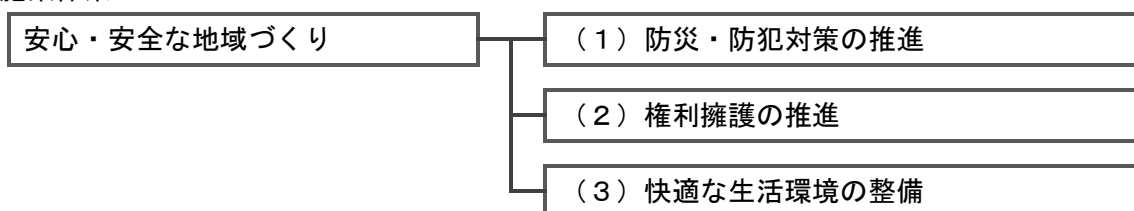
近年の地震や大雨等による災害時に、避難できずに地域で孤立する人などがおり、平常時からの地域でのつながりの重要性が指摘されています。また、高齢化や核家族化等により、地域で協力して防犯に取り組むことがより一層重要となっています。

また、高齢者や障がい者、子育て中の家庭等、様々な人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、外出のための移動手段が確保されていることや、すべての人が利用しやすいように、施設が整備されていることが必要です。

■アンケート調査より

- 災害などの緊急時に避難できないと回答した人のその理由は「避難場所がわからない」が44.9%と多く、今後も防災対策の周知・啓発を継続する必要があります。
- 地域における災害時の備えとして重要なことは「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が48.4%で最も多く、日頃の近所付き合いが災害時の備えとして大切であることは村民に認識されていると考えられます。
- また、災害時の備えとして重要なこととして「地域における災害時に支援が必要な人の把握」(38.2%)、「危険箇所の把握」(30.4%)も多く、これらへの対応は今後も求められます。

■施策体系



(1) 防災・防犯対策の推進

近年、私たちの身近な地域でも大規模な災害が発生しており、人々の防災に対する関心が高まっています。災害発生時には、自分の身は自分で守ることが最も重要ですが、高齢者や障がい者の中には自力で避難することが困難な人もおり、あらかじめこれらの人への支援体制を整えておく必要があります。

本村では、地域防災計画において、避難行動要支援者に対する防災情報の伝達体制や避難誘導などの支援体制について定めていますが、防災に対する村民への啓発活動を積極的に行っているとはいえない状況にあります。

災害による被害を最小限におさえるためにも、これまでの防災・減災対策を充実させるとともに、村民への防災に対する意識づけが必要です。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
防災に対する啓発	自助・共助・公助に関する周知・啓蒙を行い村民に“自分の身は自分で守る”という意識づけを図ります。	総務課
防災に関する情報提供の充実	広報あかいがわ及び原子力防災だより等により災害への備えなどの情報提供を行います。また、災害種類ごとに危険箇所や避難所等の情報を共有し、地域住民の防災意識の高揚を図るため、ハザードマップの更新を検討します。	総務課
災害時要配慮者の把握	整備した災害時要配慮者のリストを基に、関係機関等との状況共有の準備を進めます。また、避難経路の設定や支援マップ等については、必要の是非を含め検討を進めます。	総務課 保健福祉課 介護保険課
地域防犯体制の充実	広報あかいがわや防災無線等を用いて、防犯に関する情報提供を継続します。 また、余市警察署等の関係機関と連携し、啓発活動を行います。	総務課

(2) 権利擁護の推進

支援が必要な人たちの権利を守るという動きが近年の我が国では急速に広まってきています。これまで以上に人権を守り、その人らしい暮らしをその人の選択で行えるような取組が広がっています。

本村においても、認知症や障がい等により判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見制度の周知を図るとともに、その利用を促進するため、成年後見制度利用支援事業を行っています。

今後も、これまで進めてきた施策を継続するとともに、障がいのある方等の差別解消に向けた取組の充実を図ることが必要です。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
人権尊重の推進	虐待防止の周知や被虐待者の権利擁護についての啓発など虐待における正しい理解の普及を図ります。	総務課 保健福祉課 介護保険課
虐待防止の推進	高齢者・障がい者虐待防止マニュアルを作成するとともに、虐待防止ネットワーク会議の設立を進め、虐待の早期発見、虐待防止に取り組めます。	保健福祉課 介護保険課
成年後見制度の周知	成年後見制度を村民に周知し、利用を促進します。	介護保険課
成年後見制度の利用者への支援	成年後見制度の利用が必要な人で、身寄りがいないなどの事情で申し立てができない場合は、村長が代わって申し立てを行うことにより、利用を支援します。	保健福祉課 介護保険課
障がいのある方への差別の解消	平成28年に施行された「障害者差別解消法」に基づき、村民を対象に障がいのある方への差別意識の解消に向けた、広報などの取組を推進します。	保健福祉課

(3) 快適な生活環境の整備

高齢者や障がい者、子育て中の家族等、様々な人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、外出のための移動手段が確保されていることや、すべての人が利用しやすいような施設が整備されていることが必要です。

本村ではこれまで、公共施設は改修の際にバリアフリー化やユニバーサルデザインへの対応を推進してきました。

今後も、新たに施設を整備する際には、高齢者や障がいのある方、児童等が安全で利用しやすい施設の整備に努めるとともに、外出のための移送手段の確保に向けた検討を進めます。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
公共施設等のバリアフリー化	公共施設や村営住宅の整備、改築、改装時に、高齢者や障がいのある方等が利用しやすいよう、施設のバリアフリー化を推進します。	建設課
道路・橋りょうの維持補修	快適で安全な道路環境の整備ときめ細かな維持管理を行います。また、村道の改修と時期と合わせて、利用者の安全安心の確保と快適な道路サービスの提供に努めます。	建設課

第4章 施策の展開

取組	取組内容	担当課 実施主体
交通安全施設の維持管理	道路利用者の安全な通行環境を確保するため、交通安全灯などの交通安全施設の適切な維持管理を行います。	総務課 建設課
交通安全推進活動の充実	交通事故防止、交通安全意識の高揚を図るため、交通安全運動期間やイベントでの啓発活動を実施します。	総務課 建設課
通学路安全推進会議の開催	村内の通学路について、児童生徒が安心して通学できるよう、委員が合同で現地調査等を実施します。	建設課 教育委員会
移動支援の充実	現在は社会福祉協議会が独自事業として移動支援事業を無償で実施しています。今後は地域生活を支える全体的な枠組みの中で移動支援を位置付けるなど、新たな仕組みづくりを検討してまいります。	総務課 介護保険課 保健福祉課
シルバーハウジングの整備	老朽化した村営住宅を解体します。既存のシルバーハウジングの適切な維持管理を行います。 新たなシルバーハウジングの整備を検討します。	建設課

4 いのちを支える環境づくり（自殺対策計画）

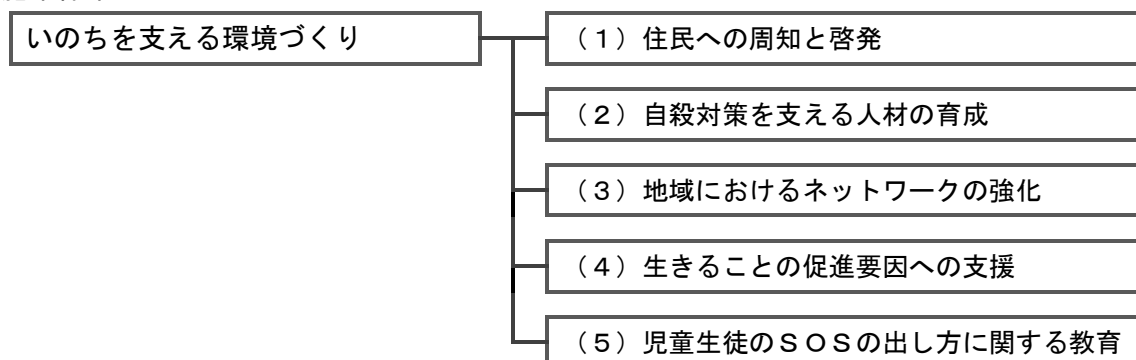
我が国では年間の自殺者数、自殺死亡率は減少傾向にありますが、2017年（平成29年）には年間21,321人、1日平均60人近くが自殺で亡くなっており、深刻な事態が続いています。

このような中、国をあげて自殺対策を総合的に推進するため、2016年（平成28年）には自殺対策基本法改正、その後2017年（平成29年）には自殺総合対策大綱が見直され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざし、自殺対策をより一層推進することとしています。

■アンケート調査より

- 自殺は自分自身にかかわる問題だと思うかを年齢別でみると、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計は30～39歳が44.7%、60～69歳が42.8%、70歳以上が41.0%と多くなっています。
- 悩みなどを誰かに相談したり、助けを求めることにためらいを感じるかどうかをみると、「ためらいを感じる」（13.7%）、「どちらかといえばためらいを感じる」（32.0%）を合計すると45.7%と約半数が人にためらいが感じられる状況です。
- 今後求められる自殺対策は、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」（31.4%）と「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」（30.7%）が上位回答となっており、地域福祉の充実と併せて自殺予防対策を進めていく必要があると考えられます。

■施策体系



(1) 住民への周知と啓発

自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る」ことですが、危機に陥った人の心情や背景は、様々な要因が複雑に絡み合っていることもあって、理解されにくいという現実があります。

自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、普及啓発活動を推進します。

また、社会における生きづらは様々であることから、村民自らが、周囲の人間関係の中で不調に気づき、助けを求めることが適切に実現できるための教育や啓発を図ります。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
自殺予防週間、自殺対策強化月間を通じた啓発活動	自殺対策基本法に規定される9月の自殺予防週間（9月10日から16日まで）及び自殺対策強化月間（3月）に、道、団体等と連携した啓発事業等を実施し、住民一人ひとりの自殺のサインへの気づきや適切な対処方法等の理解の促進を図ります。	保健福祉課
うつ病等についての普及啓発の推進	住民を対象とするうつ病等に関する講演会等を実施し、うつ病等の精神疾患についての正しい理解や早期休息・早期相談・早期受診の重要性等に関する普及啓発を進めます。	保健福祉課

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺に関する正しい知識を知り、自殺の危険を示すサインに気づいて、適切な対応・連携を図ることのできる「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成に努めます。

また、自殺の要因は多岐にわたることから、行政と関係機関、民間団体が協働し、地域や学校、職場等、様々な場面で自殺を予防するための人材の確保と養成を図ります。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
役場職員向けゲートキーパー養成講座の開催	自殺のリスクを抱えた住民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成するために、スキルアップ研修や新規採用職員研修、職員接遇研修等の、役場職員を対象とした各種研修の機会を活用し、自殺対策に関する研修に関係職員を派遣します。	保健福祉課

取組	取組内容	担当課 実施主体
専門職向けゲートキーパー養成講座の開催	保健、医療、介護、福祉、経済、労働等、様々な分野において相談・支援等を行う専門職従事者に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。	保健福祉課

(3) 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携、協力して、実効性ある施策を推進していくことが大変重要となります。このため、自殺対策に係る相談支援機関等の連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
要保護児童対策協議会における普及啓発及び研修の実施	子どもに関わる地域の関係者が集まる要保護児童対策協議会において、自殺対策の情報共有等を行い、支援の共通認識を図ります。	保健福祉課
庁内外の連携関係の強化に向けた研修の実施	様々な分野における支援策を連動させ、各関係機関同士の連携をさらに強化していくために、各分野の支援策や相談窓口の情報等について、相談担当職員がともに学ぶ研修会等を開催します。	保健福祉課

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害要因（過労・生活困窮・育児や介護疲れ・いじめや孤立等）」を減らし、「生きることの促進要因（自己肯定感・信頼できる人間関係・危機回避能力等）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることが必要です。

そこで、本村においても自殺対策と関連の深い様々な分野における取組を幅広く推進します。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
相談支援体制の充実	納税相談、生活相談、健康相談、経営相談など、様々な相談機関において自殺予防に関するスキルを高めるとともに、SOSのサインにいち早く気づき、関係機関につなげます。	保健福祉課 介護保険課 地域包括 支援センター

取組	取組内容	担当課 実施主体
子どもの居場所づくりの推進	放課後子ども教室など、放課後の子どもの居場所を提供します。また、貧困など困難な状況にある子どもの居場所として、食事をすることができる場や学習支援を受ける場などの設置を検討します。	教育委員会
高齢者の居場所づくりの推進	高齢者の生きがいがいづくりにつながる、老人クラブやサロンなどの活動を支援します。	保健福祉課 介護保険課 地域包括 支援センター
子育て支援センターの運営	乳幼児とその保護者が相互に交流できる場として、子育て支援センターを運営し、子育てについての相談や各種情報の提供、助言等の提供を通じて、保護者の子育てに伴う不安感を緩和します。	保健福祉課
うつ等のスクリーニングの推進	健康相談やひとり暮らし高齢者訪問、乳児家庭全戸訪問事業等の機会を活用して、うつ等の可能性のある人の早期発見に努め、個別の支援につなげます。	保健福祉課 介護保険課

（５）児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

いじめを苦にした児童生徒の自殺が大きな社会問題となる中、自殺対策基本法の改正では、学校におけるＳＯＳの出し方教育の推進が盛り込まれました。

このため本村でも、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学び、同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（ＳＯＳの出し方教育）を行うことにより、直面する問題に対処する力やライフスキルを身に付けることができるよう取り組みます。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
こころの健康教育	小学校や中学校において、こころの健康に関する指導を行い、不安や悩み、ストレスへの適切な対処について指導します。	教育委員会
命の大切さを伝える教育の実施	学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が、自分の命や他の人の命の尊さを理解することができるよう、「いのちの授業」を実施します。	教育委員会
相談窓口の周知	いじめや悩み事等に関する相談窓口を児童生徒及び保護者等に周知します。	教育委員会

取組	取組内容	担当課 実施主体
SOSの出し方に関する教育の実施	小・中学校等において、いじめ等の様々な困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関に早めに助けの声をあげられるよう教育を行います。	教育委員会
保護者向けSOSの気づきの啓発	児童生徒の保護者に対し、子どもが出したSOSのサインについていち早く気づき、どのように受け止め対処するかについて、理解を深めるための講座や啓発パンフレットの配布を行います。	教育委員会
学校への専門家の派遣	各学校へスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣を行い、学校生活やこころの健康に関する相談を受ける体制の充実を図ります。	教育委員会

第5章 計画の推進

1 計画の公表、住民への啓発

地域福祉計画は、行政機関だけの計画ではありません。実現のためには地域住民や地域で活動する各種団体、事業者等、あらゆる個人・団体に計画内容の浸透を図る必要があります。

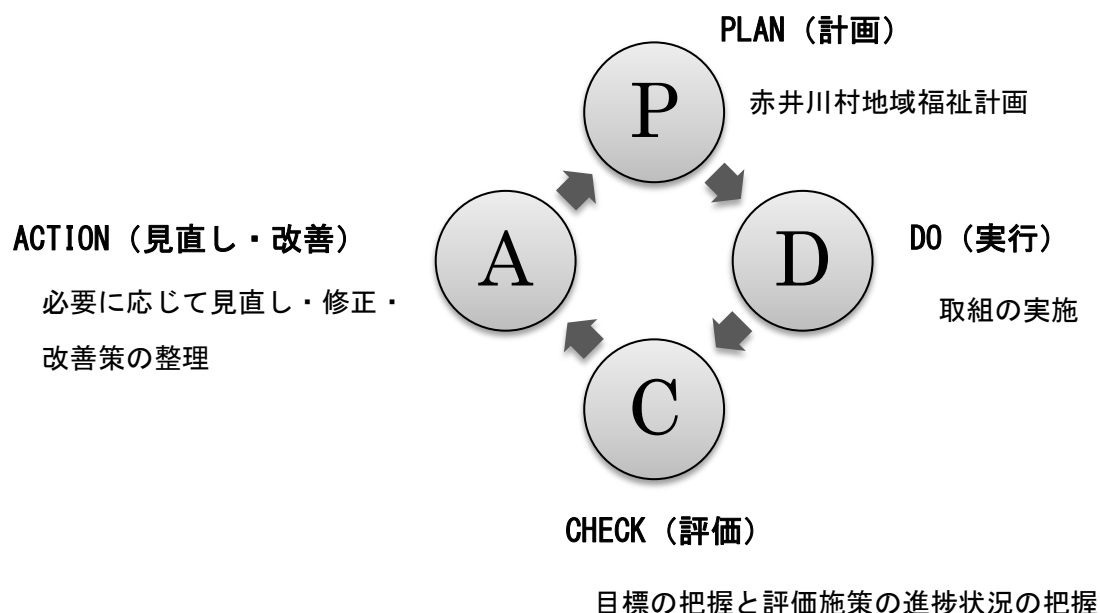
そのために、広報紙や村ホームページ、パンフレット等を活用し、本計画内容の公表と、継続的な村民への啓発活動の推進を図ります。

2 地域資源の把握・有効活用

地域の様々な問題を解決していく上で、地域住民一人ひとりが課題について正しく理解し、その解決に向け意欲ややりがいを持って、自主的に行動を起こすことが重要となります。地域で支援を必要としている方を支えるための様々な社会資源の把握に努めるとともに、既存の団体等の新たな活動の展開への支援など、有効活用を図っていきます。

3 計画の点検・評価

本計画の進行管理については、村がその実施状況の把握や評価点検等を行い、計画全体の進行管理を図ります。



4 地域福祉推進に向けての役割分担

地域福祉を推進し、誰もが暮らしやすい地域社会を構築していくためには、行政、地域住民、地域活動団体（民生委員・児童委員やボランティア団体等）、福祉サービス事業者などが、それぞれに役割を担う必要があります。本計画では、それぞれの役割を以下のとおり分担します。

（１）行政の役割

- ①地域住民や地域活動団体、村内外の事業者等の個人・団体が、地域福祉の実現に向けて活動できるよう、相談や支援体制の充実を進める。
- ②地域住民や地域活動団体、事業者等とともに地域福祉を推進していくための連携、協働を図る。
- ③問題発生時、緊急時には関連する各組織・団体等と協力の下、地域住民の生命財産の維持確保のために必要な活動を行う。
- ④「地域住民は福祉を享受するだけではなく、提供者でもある」という村民の意識の向上を促す。
- ⑤地域福祉を担う人材の発掘・育成や意識の醸成に努める。
- ⑥村民からの信頼をより高めるための行政職員の意識の向上、行政運営体制の改善など、継続して行政サービスの向上に努める。
- ⑦福祉施策や地域活動団体へ長期的、継続的な支援に努める。

（２）地域住民、地域活動団体（ボランティア団体等）の役割

- ①地域住民は福祉を享受するだけではなく、提供者でもあるという自覚を持ち、地域や身近な人同士が助け合い、支え合う地域社会の醸成に努める。
- ②身近で起きている課題を発見し、その解決に向けて行政や地域活動団体等と連携をとる。
- ③個々の可能な範囲において、行政や地域福祉を推進する各種団体へ積極的に参加・協力を行う。
- ④災害発生等の緊急時に備えて事前の準備、緊急時の活動への参加に努める。
- ⑤行政職員や医療・福祉関係従事者の専門職も、地域住民の一員であるという自覚を持ち、地域社会の様々な活動に積極的に参加する。

（３）社会福祉協議会、福祉サービス事業者等の役割

- ①地域社会に必要な福祉サービス等の供給に努める。
- ②サービスの質の向上に努める。
- ③行政や地域活動団体との協働に努める。
- ④継続的なサービス提供に向けた人材の確保と育成、事業内容の改善・向上に努める。

資料編

1 赤井川村保健福祉推進会議委員名簿

所属団体	役 職	氏 名	備 考
赤井川村社会福祉協議会	会長	高 橋 敏 正	
民生委員児童委員協議会	会長	林 秀 明	
保育所父母	代表	木 村 朱 貴 絵	
こっこクラブ	代表	木 津 美 幸 子	
赤井川診療所	所長	安 藤 雅 信	
保健推進員協議会	会長	福 田 明 美	
食生活改善推進員会	会長	中 村 敏 子	
校長会	会長	瀧 澤 祐 司	
連合 P T A	会長	中 村 雅 志	
教育委員会	教育長		
スポーツ推進委員協議会	会長	富 樫 伸 介	
新おたる農業協同組合 赤井川女性部	部長	吉 岡 力 ネ コ	
地域包括支援センター	所長	甲 斐 敏 則	
特定非営利活動法人 しりべし圏域総合支援センター	理事長	安 田 亜 子	

※平成31年3月現在 敬称略、順不同

2 赤井川村保健福祉推進会議経過

回	開催年月日	内 容
1	平成30年7月27日	・赤井川村保健福祉推進会議について ・アンケート調査進捗について
2	平成30年12月27日	・赤井川村地域福祉計画骨子案について ・アンケート調査結果概要の説明
3	平成31年3月15日	赤井川村地域福祉計画案について

赤井川村地域福祉計画
2019 年度～2023 年度

発行：赤井川村 保健福祉課
平成 31 年 3 月

〒046-0501 北海道余市郡赤井川村字赤井川 318 番地 1
TEL 0135-35-2050 FAX 0135-35-2051